

| | |
|---|--|
| 令和2年9月16日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日) | |
| 出席議員 (9名) | 2番 大川 徹也 3番 原 直弘 4番 吉田 豊 5番 田中 静雄 6番 原田 希 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 寺崎 太彦 10番 中山 五雄 |
| 欠席議員 (1名) | 1番 鈴木 千春 |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 橋 本 真 美 総 務 課 長 三 好 浩 之 まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 危 機 管 理 対 策 監 弥 永 正 一 建 設 課 副 課 長 高 島 真 幸 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智 布 由 農 業 委 員 会 事 務 局 長 税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋 文 化 課 長 宗 雲 英 則 |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 事 松 田 望 |

議事日程 令和2年9月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第42号 上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第2 議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第45号 ふるさと学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第47号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第48号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第49号 令和2年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第42号

○議長（中山五雄君）

日程第1．議案審議。

議案第42号 上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

町長選挙費用負担金についての中身を教えてくださいたく存じます。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま大川徹也議員からの御質疑でございます。負担金の中身ということでございますが、大きく3つございまして、選挙運動用自動車の使用に対する公費負担、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担と、以上3種類でございます。

○2番（大川徹也君）

今年度は上峰町も改選の時期、年度になっていますけれども、町長選挙の日程というのは決まっているでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

今のところまだ未定でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

今回、上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例なんですけれども、今、全国的に議員の成り手不足が叫ばれている中、公費負担をされるということで、議員の成り手不足解消には有効な手だてかなと思います。

それに関する事なんですけれども、現在、上峰町長選挙に関しては供託金500千円とあります。それに関連なんですけど、今回、議員選挙に公費負担ということなんですけれども、議員の供託金とかはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま寺崎議員からの御質疑でございます。議員の供託金等はどうなっているかということでございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年の法律で定められまして、12月に公布される予定でございます。その中で、町村議会議員選挙に対する供託金制度を導入ということで、150千円の供託金ということで示されております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

今まで公費負担がなかったもので、議員は供託金がないのは当然かなと思います。今回、公費負担するということで、いろいろ供託金の在り方ですね、供託金を設けて、ちょっと言えば、当選する意思がなくて売名行為で選挙に出るという方を防ぐためとか言われていますので、今回、供託金、今度の12月で改正されるということで、それが妥当かなと思います。了解しました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第43号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第44号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第45号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案審議。

議案第45号 ふるさと学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

お尋ねをいたしますけれども、この中で相談員というのが改正後に増えると思いますけれども、相談員というのは何名ぐらいを予定されているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。参考資料といたしまして、上峰町子ども支援センターの設置及び管理運営に関する規則に相談員という項目を設けております。指導体制の中に「相談員は、教育委員会事務局教育課担当職員及び指導主事から充てる。」という形を取っております。基本的には相談員は常駐は1名かと思っております。あと、指導主事がうちはおりますので、それをまた保護者等の相談に充てるというところで、こういう形で掲載させていただいております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

子育ての支援センターということなので、これは、例えば、不登校の生徒たちとか、いろいろな問題がある生徒さんたちというのは、いろんな条件が重なってそういう状態に陥る方

が、いると私は思っています。それで、相談員の方々というのは大変な仕事だろうと私は思っています。要は子供を成長していく過程で指導するということになったら、ある程度子供の目線で接していかなければいけないし、指導もせないかん、一緒に遊んでやることも大切だと思っております。大変だろうと思えますけれども、不登校とか、いろんな問題児が一人でも少なくなるように、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

同じく規則の関係でお尋ねしたいと思いますが、規則の第5条ですね、対象者ということで1号、2号を掲げてありますけれども、第2号のほうに「前号に規定する場合のほか、教育委員会が通級を必要と認めた者」ということで上がっております。前段では、保護者が希望し、また、校長が必要と判断し、かつ委員会が認めた者となっておりますが、それ以外というとはどういうふうな場合のことを示されているのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。この規則によりますと、基本的には不登校、または不登校傾向のお子さんを対象にしているわけですが、それはある意味、子供たちの態様、現象面であって、その要因としますと、かなりいろいろ広範囲にわたる理由が考えられます。一般には発達障害系も考えられますし、家庭環境のことも考えられます。生育歴も考えられます。そして、本人に起因することも考えられます。いろんな事情がありまして不登校や不登校傾向になっているお子さん方を対象にするということですが、中には、まだそういう不登校という態様までには至っていないけれども、将来的にそのおそれがあると、ですから、事前に未然防止のために早めに対人関係であるとか集団適応能力であるとか、そういったものを個別に、あるいは小集団で指導したほうがいだろうという判断が出る子供も出てくると予測されるわけですね。実際にほかの市町での適応指導教室ではそういったお子さん方も少しいらっしゃるみたいですから、そういったことも含めて、我々が想定できないお子さん方が出現することも想定されますので、こういった1項目をつけてそういったものに対応していくということ。個をあくまでも尊重し、大切にしていこうということでの表れでございます。

○8番（大川隆城君）

今の件は分かりました。

次に、お尋ねします。

指導体制、第6条、これの3に「相談員は、教育委員会事務局教育課担当職員及び指導主事から充てる。」ということになっておりますが、この職員及び指導主事の方については、こ

れ以外にもいろいろと仕事、業務があるかと思うわけですね。それと、同じ規則の第9条の2、「相談員は、必要に応じて家庭訪問を行い、家庭での様子や家庭環境を知る等の働きかけをすることにより、協力体制をつくる。」という項目がうたわれております。ということは、やはりあの場所におるだけじゃなくて、あちこち家庭にも出かけていってという範囲が広く、また、忙しくなることも考えられるわけですね。

そういうことから思いますと、失礼な言い方かもしれんけれども、こういう方々よりかは専門知識をお持ちの方においでいただくということがかえってよくはないかなという感じがしますが、その辺いかがでしょう。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川隆城議員の専門員の方を置いておいたが相談員はいいだろうという御質問かと思えます。大変ありがたく御拝聴いたしております。

うちの相談員というのは、ある程度資格者を置きたいと思っております。それとあと、県の不登校コーディネーター、ソーシャルワーカーが月1回ほどこちらのほうに来てくれる、あるいは町のスクールソーシャルワーカー、こちらも専門員ですので、こういった方たちを適用しながら家庭訪問、また、相談という形で行っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そういうことでお考えになっているということですね。

じゃ、もう一つお聞きします。

この相談員さんについては、1名ということで計画されておりましたですね。そうすると、私もよく分からん部分があるからお尋ねしますが、小学生、中学生いますよね、対象者は。そうすると、やはり小学生向け——向けと言うとおかしいかな。小学生を指導するやり方、それと、中学生を指導するやり方は違うんじゃないかなという気もするもんですから、1人よりかはそれぞれにお一人ずつ、お二人いてもらったほうがよくはないかと思えますが、その辺はいかがでしょう。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

すみません、私の説明不足だったと思えます。先ほど相談員のところで御説明いたしました教育委員会事務局教育課担当職員と、あと、指導主事で配置していきたいと思っております。基本的には1人が相談員として配置しておりますけれども、指導主事のほうで随時来て御指導していく、御相談していくということを考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

じゃ次に、第13条、運営委員会の委員としてのメンバーの方々が列記されておりますけれども、この委員会のメンバーとしては総数何名になる予定でしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

運営委員会の委員の人数は今のところ10名程度を考えております。
以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、またちょっと戻っての質問になりますけれども、先ほどの相談員さん関係にまた戻りますけれども、一応今計画されていることでスタートすると。開始すると。そして、今言われたカウンセラーの先生とかいう方々の御助言をいただきながら対応を当然されると思いますが、やはりやっていく中で、どう言いますかね、不都合という言い方が適切かどうか分かりませんが、足りない部分とかいろいろあったときは、その都度、人数を増員するとかいろんなことも当然考えておられるかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

人数の増員という形のところをお聞きだと思います。

児童・生徒に寄り添った相談等をもちろん行っていきますので、状況によってはそういう形になるかもしれませんけれども、今の体制上は相談員1名という形でいきたいと。それと、指導主事のタッグを組んだ形で相談業務のほうに当たりたいと考えております。

以上です。

○教育長（野口敏雄君）

大川議員の御質問にもお答えをしたいと思います。

そもそもこういった学校外での適応指導教室につきましては、平成28年度に文部科学省が全国に通知を出しまして、学校だけでカバーし切れない特性を持つ子供たちについてカバーするようという通知が出ているんですね。その流れの一環の中で、こういった適応指導教室が各地につくられ始めました。やっと本年度から議員の皆様の御理解もあって上峰町でもスタートできるようになったわけなんですけど、その文部科学省の通知の中にも、体制としての一応の目安として、10名の児童・生徒について2名程度の相談員等を配置するのが望ましいということになっております。もちろん小・中の発達段階の違いはございますし、関わり方は当然個によって違ってくると思いますが、やはりそれ相応の対応ができる柔軟性と一定の専門性を持った相談員を配置すること、ですから、事務局職員といいましても資格を持った者を想定しておりますし、指導主事はおかげさまで今年度から2名体制になりましたので、特に、2名とも県内にも誇れる優秀な方でございますので、自信を持って配置したいというふうに思っております。問題意識もたくさん持ってあります。

それから、今後につきましては、ありがたい御意見をいただきまして本当にありがたいんですけども、状況によっては、これまでの上峰小学校と中学校の対象の児童・生徒の数か

らいけば、そんなには多くならないという見込みはあるんですが、しかし、これも蓋を開けてみないと、状況を見てみないと分かりません。その状況によっては、ひよっとすれば、他市町がしているような退職した校長先生であるとか、ある特定の教科の先生を雇用するとか、そういったところも視野に入れることはあり得るかもしれません。

いずれにしましても、昨日も事務局長が申しましたけれども、個々の状況を十分把握して、それに対応できるような体制を取っていきたいと思っておりますので、必要によってはシステムや体制、あるいは環境の整備等も今後もしていくことになろうかと思えます。そういったときには議員の皆様のお理解もぜひお願いしたいというふうに思っているところです。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

続けて、この運営委員会の件で質問をします。

運営委員会の会議の頻度はどの程度考えておられますか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川徹也議員の運営委員会の頻度かと思えます。

今、子どもが想定しておりますのは年に2回ほどの予定はしているところです。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第46号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

まず最初に、ふるさと納税関係でお尋ねしてみたいと思えます。

直接補正予算に組まれた金額等々じゃないですけども、先日の一般質問でもふるさと納税関係が出まして、返礼品が30%以内に下さいというような指示があって、そして、今年になったわけですが、行政報告の中では、今現在7億ちょいぐらいということで報告があっておりました。まだまだこれからあと年度としては約半年ぐらいあるわけがございます

が、令和2年度の最終の目安といたしますか、見込みとしてはどれくらいというようなことがもしあるなら教えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。今年度の目標額みたいな形での理解でよろしいでしょうか。

当初予算には40億円で計上しておりますので、そこは努力目標という形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく同僚議員からもございましたように、2年度のふるさと納税もできるだけ昨年並み、それ以上になるようにできればということで御努力いただきたいということでございますが、そういう中で、今いろいろ寄附をいただいたりしている中で、何か変わったことという言い方がいいかどうか分からんけれども、何かいろいろちょっとした事案等があったものかないものか。私たちはとにかく一生懸命努力をしてもらっているという、それだけで思っているわけですが、その辺はいかがでしょうか。

それと、それに対して当然御努力いただいていると思いますが、その辺の対応についてもいま一度お聞かせいただけたらと思います。

○議長（中山五雄君）

8番大川隆城議員、議案審議にもちょっと外れた点がありますから、その辺、検討をして発言をしてください。

○8番（大川隆城君）

それでは、質問を変えまして、さらなる意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ふるさと納税に関しましては、もちろん町長も創生室も、委託事業者であります起立工商DMOを含めたところで、一丸となってふるさと納税には取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

今、室長も申しましたように、問題等も発生しておりませんし、そうした何かうわさめいたことを聞きますけれども、我々としましてはしっかりと寄附金額を集めるべく、努力しながら地域の活性化につなげていきたいと考えている所存でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに。

○4番（吉田 豊君）

9ページをお願いしたいと思います。

民生費の目の2. 障害者福祉費の18節. 負担金、補助及び交付金のことですが、昨日までの一般質問の中でも同僚議員からの質疑があつた中での答弁では、まだ具体的には決まっていなような回答だったと思いますが、この予算の要求を見ますと、12,017千円という千円台までの金額が示されております。これは何かの積み上げによつた金額じゃないかというふうに推測するわけですが、今どのような内容でどの程度まで進んでいるのかをお尋ねいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

9ページの款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の18. 負担金、補助及び交付金、グループホーム等施設整備費補助金12,017千円、こちらについて現在どこまで進んでいるのかという御質疑かと思ひます。

まず、この12,017千円の根拠になりますが、基本的に国、県の補助対象外の費用に補助をする形の予定をしております。保護者さんからの話の聞き取りや現在の実態を踏まえ、入所者の方を、想定ですが、こちらで20名ぐらい、また、短期の入所者も含めてということと考えております。あくまでも民間の事業所さんに申請をしていただくということで計画を立てているところでございます。

12,017千円ですが、こちらは一般質問のときも少し申し上げましたが、G C Fでの寄附金が2,017千円となっております。ふるさと納税での充当金額が10,000千円ということでございます。

担当課のほうで幾つかのこれまで建設をされた事業所さんにも、建設費と、それから、設計費等の聞き取りをさせていただきました。建築費の10%から15%に係る費用が設計金額ではないかということで聞き取りを行ったところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

障害者施設に限らず、老人福祉にしてもほとんど法人事業者が運営をしておる中でですけど、私は親の会と十分話し合つて、親の会が運営できるような施設の整備のほうが好ましいというふうに考えるわけですね。なぜならば、老人福祉施設においても老人の施設関係者の虐待があつたり、いろいろな問題が発生していますよね。だから、障害をお持ちの親御さんたちの運営にすれば、より安心な環境が維持できるんじゃないかなというふうに思ひますが、その点についてはいかがですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま親御さんの運営という形はどうかという御質問だったかと思ひます。

全国的に見れば、議員おっしゃつたように、親御さん、保護者の方が経営をされているグループホーム等もあるようでございます。当町としましては、親御さんの話を聞き取つた上では、保護者さんも年々高齢になられていて、この先、子供さんたちの現状が気になると

いうところが一番不安に思っているところ、やはり金銭面、経営的なことを考えますと、金額的には難しい状況にあられるようでございます。

当町としましては、町の計画に賛同をしていただいた事業所様に補助をしたいと今のところは考えているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

一般的には、今、課長が言われたように、親御さんたちも思っておられると思うんですが、障害者の方は何も今の人数じゃなくて、保護者も今の方じゃないですね。今後ますます、あまり表現的にはいい言葉が出ませんが、今後も障害をお持ちのお子さんたちが出てくると思うんですよ。だから、高齢になるから心配じゃなくて、保護者会で運営していけば、そこに新たな若いお母さんたちの親御さんの子供さんたちも多分入所してくると思うんです。だから、世代交代は大体順調にできると思うんです。だから、問題は、虐待とかなんとかを考えると、そういう社会福祉法人よりも親御さんたちの運営がいいだろうと。それで、経営も厳しくなるというふうな心配もされておるということですが、それこそそういうものに対しては町の補助金を出してもいいんじゃないですか、運営補助という形で。

だから、いつか私はあなたにも提案をしたと思うんですが、現在、町内にも空家が結構あります。以前聞いたときは80件ぐらいの空家があるということなんです。その空家の一部を改造して、そういうグループホームに仕立てたら、安価な金額で改造もできるし、その施設を親の会に運営委託すれば、うまいところいくんじゃないですかということをも多分提案したと思うんですが、それに対しての研究というのですか、私の意見に対する答えといいますか、どのように思われたのか、お尋ねをします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

空家を利用した運営はどうかという御質問かと思えます。

国、県の補助に関しましても、空家を利用したグループホームの施設整備ですとか改修については補助がございます。今回、私どもも県、国の補助金の交付要綱等にのっとりまして補助をするとしておりますので、例えば、空家を利用してそういうグループホームの施設の整備を行いたいという申請があった場合には、そういう申請を受け付けるという形にはなると思います。ただ、今回、私どももG C Fの補助金を充てさせていただいておりますので、こちらをG C Fの目的とした寄附を募った経緯としては、ひきこもり者の生活訓練とか就労支援、それから、ピアサポート等の内容がございますので、こちらに合致した内容で手を挙げていただける事業所さん、経営の方に補助をする形となります。

また、国、県も含めまして、補助をするには法人という単位での補助となっておりますので、保護者様、個人の経営となりますと、ちょっとそちらの対象とはならないということにはなっております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

吉田議員、これは補助の予算の件ですから、空家対策は趣旨が外れていると思いますから、その辺のあれを検討しなしてください。

○4番（吉田 豊君）

議長から指摘を受けたので変えますが、要は国、県の補助対象にならないからじゃなくて、今度つけているG C Fの10,000千円は町費でしょう。町の一般財源ですよ。だから、12,000千円をかけるような改造をすれば、相当な改造ができると思うんですよ。

だから、私が言いたいのは、社会福祉法人が仮に来られても、そういう問題がないような法人さんであってほしいわけですけど、全国的に見ると、先ほど申し上げたように、老人福祉施設も結構虐待があっている。聞くところによると、老人を椅子に縛りつけて徘徊を止めるとかなんとかと、かなり厳しい虐待をしているわけです。だから、今回、上峰にも法人さんが来ていただいてグループホームの運営をしてもらうにしても、親御さんたちが見るよりも危険度はあるんじゃないかというふうに私は考えるわけね。だから、親の会に運営委託をする、そういう施設整備の金と運営費の金については町が補助金を出してもいいんじゃないかというふうに私は考えるわけですが、いかがですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

虐待の可能性とかの御指摘かと思いますが、もちろんこちらについてはあってはならないことではございますので、しっかりとした法人格については有資格者を従業員として雇用されております。また、相談体制についても十分整備はされているものと思いますので、御家族が経営に携わられた場合と法人格が経営をした場合、どちらについてもそちらについては十分配慮をされた上での運営になると思います。また、今されてある事業所さんについても、そこについてはしっかりと事業に携わっていただいているものと思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

さっきまでの説明では、まだ上峰にグループホームを設置したいという法人さえ決まっていないのに、そういう資格者のどうのこうのという話がどこから出るんですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

すみません、一般的なお話を申し上げましたが、法人の今運営をされてあるグループホームにつきましても、有資格者については何人配置をするとか、そういうものが国の基準で決まっておりますので、これから先、町内でグループホームを立ち上げたいという事業所さんについても、その基準に合致をしていませんとグループホームを設立することはできないこととなっております。すみません、なので、基準的なお話を申し上げさせていただきました。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、老人福祉施設も社会福祉法人の運営ですから、そういう国の基準に合った職員等の配置はできていると思うんですね。そういう中で、新聞紙上、テレビ等でもマスコミをにぎわわせている虐待があっているんじゃないですか。だから、親の会に運営を任せるような施設整備の仕方がいいんじゃないかという提案を私はしているわけですね。

○町長（武廣勇平君）

吉田議員おっしゃるとおりでございます。運営という言葉の中に、経営に直接携わるか、また、運営に意見をする、あるいは経営の中で、例えば、送迎等いろんな役割を親の会様が担っていくといういろんな形があると思います。実際、ふれあいかんにおきましても、いろんな役割を親御さんが担っていただいて、施設長に意見をする場を設けたり、定期的な懇談をされたりしております。

今回、江島課長が申し上げているのは、制度として、国、県の補助が入り、事業者負担、市町負担という制度がまずあります。これはどなたもエントリーできるわけです。そのときに要件としては社会福祉法人だったり、いろんな法人格が必要だということになっております。

吉田さんの御提案は、仮に町民の親の会の皆様方が、いや、我々で運営したいんだということであれば法人設立をお願いしたいところですが、任意団体でグループホームを運営しているという事例が仮にあれば、町はそれもその思いがあればバックアップするつもりでございますので、本町としてはどここの事業者に決め打ちして何かをやろうとしているわけではなく、それぞれの人たちがグループホームを立ち上げて、町内において障害をお持ちの方が安心して暮らせる環境を整えるための制度を今つくっているということで御理解いただければと思います。

○4番（吉田 豊君）

私も時々そういう関係者の方と話をすることもありますが、今一番心配されておるのは、保護者の高齢化とともに、もし私が死んだら、この子供はどうなるだろうかという心配をされているのがほとんどだと思うんですね。だから、先ほど町長が親の会が社会福祉法人をつくってでも運営に携わるというようなことであれば応援しますよという発言があったので、親の会と一回、こういう施設整備をして運営費の補助金も出しますから、あなた方でしてみませんかというお話は今までされたことがあるんですか。もしされていないとするならば、少なくともそういう話合いを数回持って、親の会の意見を十分反映させた上での法人設置、あるいは進出してくる法人の事業に任せなければいけないと思うんですが、やはり私としては親の会の意見を十分尊重して、そして、踏み出していきたいというふうにお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わります。よか、答弁は要らん。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

私もグループホーム等施設整備費補助金について質問をします。

今、同僚議員と執行部の質疑応答を聞かせていただく中で、少し整理整頓を自分の頭の中でやりたいなと思いました。

というのが、かなり具体的に踏み込んでの話でした。この12,017千円、2,017千円がG C Fが資金源と、10,000千円が他のふるさと納税寄附金からと。それは何の問題も感じませんけれども、定員数が20床、そして、その建設費の1割ぐらいが設計費として10,000千円ぐらい、こういう試算があると。こういう話を聞いていると、このグループホーム運営について上峰町はどういう計画、このスキーム自体がどうなっているのかが私は全く分からないので、これを詳しく教えていただけますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど20人と申し上げました根拠ですが、現在の利用者さんについてが他の市町の施設を利用されている方が16名いらっしゃいます。今後、短期の入所ですとか通いでの利用者を含めて町全体として20名程度ということで、多く見積もっている可能性もあるかも分かりませんが、試算をしたところでございます。こちらは1か所で20名ということではなく、町全体でという計算をしておりますので、10人の規模の設立をしたいという事業所さんもいらっしゃいますかも分かりませんので、そちらについては定員を10人の規模でということで、まず、申請があれば受付をするという形にはなるかと思えます。

スキームと言われましたけれども、こちらについては、今年、障害者の福祉計画の見直しをすることとなっております。こちらについては地元でのグループホームに入居をしたいですとか、今使っている施設から移りたいですとか、また、新たに入居を希望したいという方については、聞き取りというか、アンケート調査をするようにしておりますので、実態についてはこれからはっきりしてくるものだと思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

このグループホーム等施設整備費補助金というのは、グループホームを建設し運営をしたという法人に対して、建設費、これは課長の今の話では設計費に相当するような金額のことと理解したんですけれども、どちらでもいいんです、設計費であろうが、建設費であろうと、それに充当するだけの話ですから、つまり設置、建設、運営をする法人に対して現金を補助しますと、単にこういうことですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

法人に対しての建設費等の補助かという御質問かと思えますけれども、建設費については、

基本、国、県の補助が補助対象経費の4分の3ということで補助がっておりますので、私も想定している内容としましては、国、県の障害福祉関係設備費補助金の補助対象となる費用は対象外ということにしております。なので、先ほど御説明しました補助対象外の費用、主に設計費などになるのではないかという想定をしております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

このグループホーム等施設整備費補助金の具体的な中身として、国、県の補助金に該当しない部分、例えば、設計費もそうでしょうけれども、それ以外に、例えば、車両の購入費であったり、そのほか備品ですね、机とか椅子とか、そういったこととか、とにかく補助の対象にならないようなものであれば対象になると、そういったものに対するお金ですよというところですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

補助金が該当しない部分ということですが、先ほど申し上げましたほかには、土地の買収、または整地に関する費用は対象外と考えております。また、既存の建物の買収に要する費用等、また、職員の宿舎に関する費用については対象外としております。国、県の補助については備品等は対象外となっております。なので、その備品等については町の補助金としては対象になるものかと考えております。

以上です。

○財政課長（坂井忠明君）

先ほどのやり取りを聞いておまして、現年度に使用できる分として予算計上しておりますので、繰越しもあり得るかと思うんですが、基本的には車両とかいう部分については今回出てこないという形だと思いますので、基本的には設計費なのかなというふうに考えます。予算の年度区分から申し上げてですね、そういった形になるのではと思います。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうすると、例えば、設計費が10,000千円未満で済んだ場合や、設計費が特にかからずに事業者さんが設計費を込んだ建築費で出される場合もあります。こういった場合は、金額を下回った場合などはそれに該当する金額の補助というような趣旨になりますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今回予算を計上させていただいております予算の範囲内とは考えておりますけれども、申請される事業者さんが1業者なのか2業者なのかということは現在のところは想定できておりませんが、設計費が余った場合という――すみません、ちょっとそこら辺の質問の

理解が私が今できなかつたんですけれども、予算を承認していただいた後にうちの補助金の交付要綱等についてはお示しをしますので、その交付要綱に基づいて、その内容に合致した事業所様には補助を行うという形にしております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

このグループホームについてなんですけれども、そもそも今までの議会の中で、グループホームについて町が運営をしていくというような、そういうニュアンスの話がありました。しかし、途中の議会の中で、執行部答弁の中に、現在、佐賀県東部地区においてはグループホームの需要と供給については供給過多であり、実際にグループホームが入居できずに困っている方はいないというような状況の説明がありました。そして、よくよく調べてみると、自治体はグループホームを運営ができないと、補助金の対象にならないと。県、国の補助金を受けるに当たって、その受皿として自治体が運営する場合はそれにならないということで町での運営というのは考えていないということでありました。そして、今回、民間の事業者さんがグループホームを希望される場合は、町として、じゃ、お金の負担をしましょうと、設計費に相当する金額ぐらいのものを負担しましょうという話になっているようですね。

実際にこういう供給過多の状況、特に、佐賀県東部地区においては、実際に親の会の話も出ましたが、そこでいらっしゃる御息子さんたちは、グループホームが必要な方は他の市町にあるグループホーム等を御利用されているようなんですけれども、実際、上峰町にグループホームを建設したいという相談というのは事業者さん数でいうと何件あっていますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今、当町でグループホームを設立したいと思われている事業者さんの数でございますが、今、御相談があっているのは1件でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

ページ数13ページでございます。一番下段の款の7. 商工費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について内容の説明をお願いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。7. 商工費、2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費の中の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金241,212千円の内訳でございますが、まず、クーポン事業としまして、内訳的には町内の住民の方に5千円のクーポンを配付するところで、町内の事業者を対象にこれを使用するところで町民の生活支援と消費促進による事業者支援を行うとしまして、この内訳としまして72,870千円を予算しております。

続きまして、非接触型応援便事業としまして、町内の住民の方と町内に在住で上峰町に関係がある方を対象にしまして5千円分の町の産品を郵送することによりまして、コロナ禍での生活支援と産品の販売促進の拡大を行うとしまして、この内訳としまして118,342千円を予算しております。

ほかに経営継続支援事業としまして、ハコミネでのテイクアウトの再開や現在行っております販売支援の促進の継続としまして50,000千円を計画しているところで、合わせまして241,212千円の内訳でございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

まず、ハコミネ市の支援事業ということで、今回は50,000千円ということで説明いただきました。前回の同じような補助金で、昨日の一般質問の中でも出ましたけど、30,000千円ということになりますけど、ちなみに、今の30,000千円の実施状況というか、実績状況というのは大体幾らぐらい使われたのか、教えていただきたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

今のハコミネでの支出状況でございますが、30,000千円の予算区分にしまして25,000千円程度、残り5,000千円切っているような状況でありまして、今回補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、この補正が通れば、残り55,000千円をテイクアウト事業等に使うということになりますけど、今回55,000千円で大体いつ頃まで開催できるかという予想がありましたら、教えていただいてよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

支出の状況も把握しているところでございますが、現状の段階でなるべく長い期間をしていきたいというふうな考えでございまして、この予算におきまして12月までは続けたい、それ以降もなるべく続けたいというふうなところで計画しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、この55,000千円が12月までぐらいということなんですけど、実際、そのときの状況を見て補正なり、今残っている別の補助金ですね、同様の補助金の中から使われるということだろうかと思うんですけど、もしそういうふうな今の全体的に80,000千円のハコミネの開催というか、支援事業ですね、その分をオーバーしたときには当然議会のほうにも報告して別の予算でするような形になるかどうかの確認をしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

先般、控室でも申し上げたとおり、議会に御報告を申し上げていきたいと考えてございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

ページは変わりますが、10ページの一番上なのですが、児童福祉総務費の負担金、補助で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、この内容をお尋ねいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の18. 負担金、補助及び交付金の説明欄になります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございますけれども、一般質問のほうでも答弁をさせていただいた部分でございますが、国の第2次補正予算によるものでございまして、保育所等において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、保育所等に配付する子供用マスク、その他消毒等ですね、そういったものを必要とする経費と、ほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助するものでございまして、補助基準額としましては1施設当たり500千円以内でございまして、町内の認定こども園の3か園分を計上しているところでございます。

補助割合としましては、国から10分の10の補助を受けるものでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

次のページの農業振興費、目の一番下です。3. 農業振興費のJA三神エリアブロックリー共選施設製氷機導入事業負担金、これについてお尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の12ページ、6. 農林水産業費、1. 農業費、3. 農業振興費のJA三神エリアブロックリー共選施設製氷機導入事業負担金でございますが、みやき町にございます三根出荷場におきまして、三神エリアでブロックリーを長もちさせまして出荷するようところで、ブロックリーの製氷機の導入に伴う事業を行われます。その行われます事業の負担金でございますが、みやき町においてこの施設を導入されるに当たり、その事業負担金としましての配分としましては、町内でブロックリーを作っておられて出荷されます町内の作付面積割で負担金の負担額の割合を通知されているところでございまして、町においてこの負担金の支出を行うところでございます。その支出の内訳としまして、この45千円を予算するところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

では、みやき町内で集荷所に持ってきておられる管内のブロッコリーの作付面積と町内の作付人数と面積をお尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

町内のブロッコリーの作付の現状の面積としましては手元に今資料等がございませんが、この負担割合を算出されております基礎面積としましては、上峰町で35アール、作付者は3名のところの計画をお聞きしているところでございます。

この連絡されました面積によりまして、事業負担金の割合によりこの負担金をお願いするところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

少なくとも農業振興でこういう施設への補助というのは、例えば、上峰でブロッコリーの生産を農業振興の重点目標にして、施設の作付面積を伸ばして町の特産品的な位置づけをしてやるような事業に補助するのであれば理解できますけれども、どういう根拠で負担金を出すのかということをお尋ねいたします。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の負担につきましては、JAの作物部会のほうから、みやき町におきましてさが園芸生産888億円事業を活用されて施設の整備をされるところでございます。

その施設の内訳としまして、もちろん県費からの補助、また、市町からの補助、また、JAの負担金というふうなところでございまして、この市町からの補助につきましては、みやき町で整備されるところでございますが、上峰町もこのJAのブロッコリーの作付部会に会員様がおられますので、その分につきましては上峰町の負担をお願いされているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それでは、上峰は35アールということですけど、みやき町はどの程度の作付があるんですか。

○産業課長（日高泰明君）

みやき町におきましては、みやき町の作付面積としましては120アールでございます。

○4番（吉田 豊君）

私の記憶では、これは負担金というふうには書いてありますが、負担金は、予算のつくり方、見方を調べると、法律で定められた負担金、あるいは各市町村間で団体をつくったとの負担金、そういうものが当てはまって、今の説明を聞くと、今のブロッコリーの生産者の出荷調整用に氷温で管理をして長期出荷につなげるというふうなことであれば、生産者の負担を少なくするために補助金を交付するような趣旨が強いように考えるんですが、これは負担金な

んですか。補助金じゃないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問でございますが、県からみやき町に対しましてこの888億円事業の補助金が参ります。このさが園芸農業者888億円推進事業につきましては、市町でも補助を1割程度するようところで事業の補助金がなされておりますので、みやき町におきましてJAのほうに補助金を交付されるところでございます。関係市町につきましては、みやき町が補助しますこの事業の補助金のところで、他の市町の負担というふうなことでみやき町のほうにこれをお支払いするところでございまして、JAは別にこの補助外のところを負担なされるということでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

これは施設整備のための農協への補助じゃなくて、みやき町に負担するんですか。今の説明ではそういうふうに関聞えたんですけど、それで間違いないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

負担金としましては、みやき町のほうに一部負担金というふうなことで支払うところでございます。

○4番（吉田 豊君）

それはちょっと制度的におかしいんじゃないですか。県の888運動で事業主体に補助金が出るわけでしょう。そして、さらに上積みとしてみやき町と上峰町から農協に補助するんじゃないんですか。負担なんですか。根拠法令は何なんですか。

○産業課長（日高泰明君）

みやき町のほうでこの888億円推進事業を申請されまして、県からの補助金が参ります。県から補助金が参りまして、みやき町でも補助金としてJAのほうにお金を出すわけでございますが、そのお金の中で関係市町の分、鳥栖市から上峰町までありますが、上峰町の作付面積に応じたところで、このみやき町が支払いました補助金の内訳割合のところのみやき町に負担金として支払うものでございます。負担金の支出につきましては、各市町で協定を結んだところでこの補助金を支出するように考えておるところでございます。

○4番（吉田 豊君）

だからさ、あなた方担当で、みやき町が幾ら負担する、うちも負担するというその負担ば多分使うて負担金で書いてとつとやなかかなと思うばってん、負担で間違いないですね。

じゃ、県の888運動の中に各町村の負担金としては負担割合を明記されているんでしょうか、補助金交付要綱に。

○産業課長（日高泰明君）

補助金交付要綱におきましては、各市町に施設を建てる場所の市町が出す補助金について

関係市町から負担を求めるといふような書きぶりはないところでございます。

○4番（吉田 豊君）

財政課長にお尋ねします。

負担金というのは、私が先ほど言ったように、法律で定められた負担金、あるいは、例えば、ここ議会ですけど、県の議長会の負担金とか、そういう各自治体で団体をつくったところの負担金は負担金で出すんですね。しかし、それ以外はほとんど補助金なんですよ、私も調べたんですが。今、日高課長から聞きよると、私はどうしても補助金的性格が強いといふふうに考えますが、財政課長いかがですか。

○財政課長（坂井忠明君）

きちっとしたお答えになるかどうかは分かりませんが、負担金の中には法令上の負担金、それから、法令外の負担金、この2種類あります。また、その負担金の中においてよく使われるのは、分担金的なものもその負担金の一部という形で、補助金とは分けて、考え方としては、議員おっしゃるように補助金とは別。

ただし、分担金的な意味合いも持つものを負担金として、法令外でですね、法令外の支出として支出するということはあるかと思えます。法令外の負担金につきましては各種ございますが、その一部かなといふふうな、今やり取りを聞いて、解釈をしているところでございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほどの13ページのコロナウイルス対策補助金の続きなんですけど、先ほど課長からの説明で、クーポン券事業が72,870千円、5千円のクーポンですね。それとあと、非接触型応援便として118,342千円、それも5千円相当分の商品ということなんですけど、対象者を割り返しますと、今現在、上峰町が9,600人と3,700世帯、約ですね。それに転入、転出を勘案してプラス100ぐらいで割り戻すと、クーポン券事業は5千円の1枚当たりですね、送付か、こっちに来て配付か分かりませんが、その1枚5千円当たり7,500円かかると。ふるさと応援便については、これも1個5千円という説明がありましたけど、これも大きくて外のほうに発送するようなこともありますので、それを考えても1個5千円に対して8,700円、結構経費のほうが大きゅうございますけど、この経費について、5千円と、今言ったクーポン券は7,500円相当かかると、ふるさと応援便には8,700円と。その差額の経費について説明いただきたいと思えますので、お願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金でございますが、もちろん補助金の費目で商工

会のほうに補助金を流しまして、商工会と共同でこの事業を実施するというところで計画しているところでございます。

対象者の人数ですけれども、町内在住の方を約1万人と見込みまして、また、町内在住の方1万人と、非接触型応援事業につきましては1世帯から1件の方を紹介していただいて、そこに送付するというふうなスキームで、対象人数が1万4,000人というふうなところで事業計画的な人数は算出しておるところでございます。

事務費につきましてですけれども、商工会のほうに補助金として流れまして町と共同で行っていく事業でございますが、商工会のほうもほかのところに事務委託というふうなことで計画をするところでもございまして、その事務経費といたしましては、通知文の発送、また、クーポンの作成、また、町内業者の取りまとめから店頭での広告ポスター、こういったところも含めました事務経費で、5千円を差し引きました事務経費につきましては大きな金額になっているところでございます。

また、応援事業につきましても、同じく商工会の職員、我々職員の手でも行くと余りありますので、そういったところにつきましても委託をお願いしたいというふうなことで事業を計画しております。こういった応援の商品の取りまとめですとか、また、案内文の通知、また、出荷するところの梱包から、もちろん送料につきましても経費として見ているところでもございまして、この事業の事務費的な金額で過大となっておりますことにつきましては、そういった事務の流れを計画しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

諸経費を含めて、送料を含めてということなんですけど、今ざっと計算してもクーポン券事業はクーポン券だけで50,000千円ですよ。それに72,000千円だから、22,000千円の経費。ふるさと応援については70,000千円か、1万4,000人だったですね。70,000千円に対して118,000千円だから、48,000千円の経費なんです。それで相当経費——送料は当然かかると思うんですけど、ここで質問なんですけど、国からの給付金の場合、お知らせのために各個人に送付して返送しましたですね。そのときの経費が幾らかかったか、教えていただけますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

概算ではございますが、郵送料としては、申請書の受付、それから、申請書の発送料で役務費で、すみません、実績の数字を持ちませんので、740千円ぐらいと思っておるところでございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、産業課長、先ほどの説明でお知らせのための発送をして戻ってきますよね。その中で、諸経費は今740千円、1,000千円程度。同じ世帯数というか、世帯数は3,700だから、

人数に換算しても単純に3倍弱ですね。3,000千円程度ですよ、その郵送費と。その流れですと、例えば、クーポン券事業は送料とか送る経費を給付金のように、例えば、その世帯にそのまま全体的に——ああ、そうか、そうか、クーポン券けん無理なのか。役場に取りに来ていただくとか、そういったので経費節減とかはできるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

経費につきまして計画しているところにつきましては、やはり人件費、事務一切を委託するというふうなことで、封入、封緘、文書を発送して取りまとめ、また、クーポンの作成自体も入っているところで、そういった多分な人件費も入っているところでございます。

もちろん職員対応、今の職員体制でできるところについてはもちろん行っていくところでございますが、そういった事務一切を委託すると計画するところでの事務費用については、5千円に比べまして1件当たり2千円弱程度、1,500円程度の、2千円程度の事務費がかかっているところでございます。

もちろん支出の計画につきましては、執行の計画につきましては商工会と併せまして計画を練っているところでございますが、何分、職員も少ないところでございまして、こういった事務一切を外部に委託、また、職員を臨時で雇うというふうなことになりましても、もちろん経費的なものは膨らんでくるところでございますので、こういった内容で事業計画を立ててお願いしているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、内容的にまた再度精査していただいて、経費的には節減の方向に考えていただくようお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

プレミアム商品券という事業がかねてからずっとありました。大体10,000千円のプレミアム商品を作るのに2,000千円以上、要するに2割以上が経費でかかっている、発券から、案内から、PRということで、こうした経費が確かにいつもかかっているのは、私としまして、より町民の皆さんにプレミアム商品券の恩恵を還元していきたいということであろうと、なるべく経費節減に努めたいという思いがあります。

今回、クーポン事業、また、カタログギフト、あるいはハコミネ町民市での現金給付、そろって共通するのは、そうした経費節減というところなんです。よって、今後システムを導入したいと。ポイントでカード、あるいは端末でできるようなシステムをつくれれば、これは全然経費がかからないわけでありまして、2割、20%かかっていた経費が1%で済むということでいろいろ営業にいられている事業者さんもございますので、こうしたことも導入をしていくきっかけにできればなど。そうすれば、御懸念の経費について随分と抑制できるんじゃない

いかと思っております。

カタログギフトについては、先ほど担当課長も申しましたけれども、9,500人、1万人の人口というよりも、今回は白石町の事例を参考にさせていただきました。盆、正月に帰省ができない縁故のある方も対象にしていますので、それを含めると1万4,000人を対象にしておりますので、そこら辺の数字が少し御算定の数字とは違うところかなと思って、やり取りを聞いて感じておりました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

同じ13ページの商工観光費に関連してなんですが、今回のコロナ対策として休業支援なり応援給付金の対象が全て2次産業、3次産業に限られております。私は以前から第1次産業である農業に対しても目配りをしてほしいという願いをしてきとったわけですが、農業に対する支援が全く出ていません。産業課長、なぜ第1次産業である農業に支援の目を向けないのか、それについてお尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、第1次産業の支援というふうなことでございますと、販売促進事業につきまして農産品の販売拡大というふうな取組をしているところでございます。また、応援給付金等にこの第1次産業、農業も加えていくところは町でも検討しておりますし、そういった方向で今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

産業課長、あなたは8月22日の佐賀新聞を読まれましたか。ここに切り抜いているんですけど、太良町の例が載っているんですよ。農漁業者の1次産業に対して1戸当たり150千円給付をされているわけですね。その対象とした理由は、農林水産課の担当者の意見では、コロナだけじゃなくても日頃の農漁業者の生活が苦しいということで、担当者としては事業の継続や家計を下支えする支援になればという気持ちでこの150千円の支援を決定したというわけですね。

あなたは今、産業課長、応援給付金について今検討している段階ということで申し上げられたんですが、大体どのような応援給付をする予定で考えておられるかをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

産業課長が答弁する前に、少し私のほうから。

議員も、草勢樹勢支援といいますか、再取組、大町がやっていますね。再チャレンジに対する支援をというようなお声を従前にいただいて、それについて検討しているということ

申し上げてきたと思います。応援給付金の対象者にすべきだという御意見もこの議会の中からも出ております。

いろんなメニューがある中で、確かに今言われました定額的な一定割合の金額を定額補助という形で出すやり方もあると思います。

そうした個々の様々な御意見を踏まえて、それ一つ一つに対処するというのではなくて、私どもが取り組んでいるのは、昨日も申しましたように、各団体が団体の中でコンセンサスを取っていただきたいということを申し上げて、議員を通じても紹介いただきましたけれども、いろいろ生産組合の方々とか農業委員会の方々と協議を今しております。しっかり意見をいただいて、要望書という形を整えているのは、要望書というペーパーが必要なわけじゃなくて、我々が一方的につまみ食いして、本当にその団体として必要でない施策を押しつけるよりも、各種団体からの要望をしっかりと取りまとめていただいて我々は施策に反映させたいということでございますので、しばし時間をいただきまして、協議をする場を設けておりますので、この間、先日も申しましたけれども、農業者の支援についてはいろいろ変遷をしてきております。どういう形が望ましいのか。今までは休業支援という形で、傷んでいる事業者さん、50%減収のところを手当てすることが先だということに来ていましたけれども、いよいよ景気対策というか、経済対策という流れで他の自治体も事業を構えているところが散見できますので、私どももそれに沿いながら、より効果の高い、皆さんが納得される、そういう施策を今後講じていきたいと思っていますので、その際は、原議員とのやり取りで先般ありました、議会にもしっかりお諮りして、組替えについては御審議の場をつくっていききたいと思っています。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。（「産業課長、答弁」と呼ぶ者あり）

○産業課長（日高泰明君）

検討しております支援の内容としましては、まずは商工業者と同等の応援給付金の事業のところで、国も持続化補助金をですね——持続化給付金のほうは農業者対象というふうなことでやっておりますので、町のほうといたしましても、この応援給付金について対象としていきたい。もちろん区分的なところは商工業者と一緒の区分でありまして、国は50%以上の売上げ減少に伴いますところにしかお金が出ませんが、20%以上につきましても対応するところで、同じくこの対象に含めていきたいというふうな検討をしているところでございます。

○4番（吉田 豊君）

そこで、ぜひ頭の中に入れて考慮していただきたいことがあります。というのは、昨年、御案内のとおり、トビイロウンカの異常発生で農家の米の収穫がひどいところでは4割以上の減なんです。平均して35%から4割。それは前年の収穫と対比して20%以上の損が、収穫

量がないと、今までの説明では対象にならなかったようですから、その点も十分加味して農家の実情というのを踏まえていただいて、今年も部分的なウレカが発生しています。県の病害防除所からの通報で異常発生ということで、薬の散布も去年は2回だったんですけど、今年も3回目を既に始めています。だから、そういう経費の面もかなりかかってくるわけですから、そういうものを総合的に判断して応援給付金の対象も、先ほど言いましたように、去年自体が既に平年の半分以下ぐらいの収量になっていますので、それと比較したら、まず出てこんということです。だから、農家の経済事情というものを念頭に置いて農業者の応援給付金の算定といたしますか、対象、マイナスの計算を頭の中に入れて、その辺を十分考慮していただきたいと思います。

それを切にお願いして、私の質問を終わります。この件についてですね。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

11ページをお願いいたします。

目の2. 予防費の節の12. 委託料で予防接種委託料というのが上がっていますが、これは時期的に考えると、コロナの関係かなという思いがしますが、中身を教えてください。

○健康福祉課長（江島朋子君）

11ページ、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の12. 委託料、こちら予防接種委託料の内容でございます。

こちらはロタウイルスの定期予防接種ということで法改正がございまして、10月1日からロタウイルスの予防接種を開始することとしております。こちらについて計上させていただいておりますが、人数については90件程度を予定しております。

インフルエンザの予防接種については、当初の予算のほうで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今御報告いただいて、ロタウイルスの予防接種ということでお聞きしましたが、ロタウイルスというのは初めて聞くようですから、もう少し教えてもらいたいと思いますが。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ロタウイルスの件でございますが、ロタウイルスというウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎になっております。乳幼児期の0歳から6歳の方が多くかかる病気としておりまして、症状が吐き気ですとか、下痢とか、嘔吐、発熱、腹痛ということがございます。こちらの感染予防のための予防接種です。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

今回の補正予算全般なんですけど、基金の充当の考え方をお聞きしたいと思います。

今回の補正予算でもふるさと寄附金基金繰入金が上がっておりますが、これは先ほどお尋ねしていた13ページの新型コロナウイルス感染症対策事業補助金にもこのふるさと納税基金が充当されていますけど、今回、今年5月に補正されている同補助金ですね、同じ補助金、その5月には財政調整基金が使われて、今回はふるさと納税基金ということで使われているんですけど、まず、その違わせるといふか、その基金充当の考え方、その点について聞きたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

5月の臨時議会をお願いした際の第1次分の給付金に関しては、財政調整基金をまず充当させていただいています。これは緊急かつ金額的にも大きいものでしたので、財政調整基金のほうでまずやったということですね。

今回、ふるさと寄附金基金のほうを充当しておりますが、端的に言うと、これを財政調整基金で持っていきますと、財政調整基金の残額が27,000千円程度と枯渇するような状況になってしまいますので、致し方なく今回につきましてはふるさと納税寄附金基金のほうをお願いしたというようなことが結論でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

11時20分まで休憩いたします。休憩。

午前11時6分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）から質疑を受けます。質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

12ページの目の3. 農業振興費、先ほど執行部から説明を受けましたが、どうしても納得

いきません。通常、JAさが東部が事業主体であれば、事業主体に上峰町から補助金を出すのであれば理解できます。どうしてみやき町に負担金として出さなければならないのかというのがどうしても私は納得できないんですね。

それと、もう一つ付け加えて言うならば、竣工落成式に多分概要書を作ると思います。じゃ、それに載るときは県の補助金が幾ら、みやき町から補助金幾ら、上峰は載らんとやないですか、課長。どうして事業主体に対する補助金じゃなくて、みやき町への負担金として支出になったのか、その経緯をお尋ねします。

議長にお願いですが、執行部の答弁が款項からお読みになりますので、質問議員はページと目の表示まで言うてから質問するので、前の2つは時間のロスです。したがって、協議時間を長く取るために款項は要りませんので、執行部の答弁は目から説明をしていただきたいとします。

○議長（中山五雄君）

簡潔にということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）執行部いいでしょうか。

執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のJA三神エリアブロックリー共選施設製氷機導入事業負担金でございますが、まず、施設を建設します、今回であれば建設地のみやき町から県のほうに888億円事業の補助金を活用するという申請を上げます。申請を上げまして、みやき町のほうに県からの補助金が参ります。県からの補助金に加えて、1割分のみやき町での補助金をつけてJAさが東部のほうに補助金として流す流れでございます。みやき町としましては、ブロックリー共選施設の製氷機を使われる団体はみやき町だけではございませんので、利用される受益者の方につきましては、上峰町の方も、鳥栖市の方も、近隣の町村の方がおられますので、その分の負担をみやき町のほうでしていただきたいということで協定書の締結をお願いされているところでございます。この協定の締結によりまして、みやき町民の方のみならず、鳥栖から上峰までのエリアの受益の方の分担金を支払っていくところでございまして、その分担金によるところでこの予算の費目となっております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、県の888運動の補助金要綱に、どこが事業主体になるというのは、みやき町が事業主体なんですか。事業主体は農協じゃないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

事業の申請自体で申しますとJAのほうになります。JAの建設をするところが窓口になりますので、みやき町に建てられますので、補助金の申請としましてはみやき町から県への申請になります。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

だったら、事業主体が農協であれば、農協に補助金、要するに受益者の三神ブロックのブロッコリー農家の負担が軽くなるように、行政も一部補助をするというのが今提示されている負担金の金額じゃないんですか。

○産業課長（日高泰明君）

みやき町で負担されます事業費の1割分の、県からの補助金に加えて出しますみやき町からの補助金につきまして、このみやき町から出される補助金の中での分担金というふうなことになります。みやき町から払われる補助金の一部を分担金として負担するところでございます。

○4番（吉田 豊君）

そいぎ、先ほど私が言いましたように、例えば、竣工落成式に事業の概要という形で作りますよね。そしたら、県の補助金が幾ら、町の補助金が幾らというときに、上峰は載るんですか。負担だから載らんでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

竣工落成式のときのそういった記載は私も目にするところがございます。今回につきましては、もちろん流れについてはみやき町からの補助金になりますが、その中の内訳としまして、各市町分担金を支出しているというふうなことで上げられるのが通常のパターンではないかなと考えます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

分かりました。

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。（「続けてから、あと一つよかですか」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

17ページ、上の表の13の使用料及び賃借料なんですけど、小学校でテントリースが190千円予算要求されていますが、どういう内容のテントなんですか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

17ページの節13、使用料及び賃借料、テントリース料の御説明をいたします。

9月27日に予定しております小学校の体育大会、こちらの児童用のテントのリースを予定しているところです。もちろん熱中症対策もあります。密を避けるためのコロナ対策、こういう形でテントリースのほうを上げさせていただいております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

小学校の運動会の際の児童用テントであれば、今後ずっと毎年使われると思うんですが、購入せず、何でリースにしたのかをお尋ねします。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

コロナ禍ということもありまして、今回だけか、来年もかちょっと分かりませんので、リースという形で行ったわけです。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

人間の感覚として、一回テントを張って、その中に子供を入れたら、やっぱり子供たちは来年もテントを張ったほうがよかと言うはずですよ。だから、私は思い切って購入して、毎年テントを張って、子供たちの熱中症対策にもなりますから、その中に子供たちを入れたほうがいいのじゃないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

熱中症対策といたしまして、テントがあった方がいいだろうという部分は確かであります。このテント自体をどこまで管理できるのかというところがありまして、今回はリース事業で上げさせていただいております。

以上です。

○教育長（野口敏雄君）

ちょっと補足をさせてもらっていいでしょうか。

児童用のテントにつきましては、児童数分は大体あるわけなんですね。しかし、今回はコロナ禍において距離をテントの中においても取るということで、通常よりも広いスペースを取るためにテントを増設しているということでもあります。しかも、リースにしますと、テントの片づけとか、そういったところまでリース料に含まれていますので、先生方の負担も増加しないということもございました。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

今回、国において地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策を支援するために、名称として新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を第1次補正予算、第2次補正予算として計上されております。

当町におけるこの交付金の申請状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ページ数は。

○3番（原 直弘君）

すみません、これについては、今回、当町でも新型コロナウイルス感染症対策として計上されてあるんですけど、支出のほうはですね。歳入のほうがこの交付金があるにもかかわらず、この交付金の名称というか、歳入が上がっていないもので、ちょっとお尋ねするものでございます。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金につきましてですけれども、国におきましては第2次補正予算のほうが可決をしております、地方団体への助成額を2兆円増やすとそのとき言われておりました。

当町におきましても、1次分が57,362千円、それと、2次分におきましては134,900千円の配分という形でなされており、合計192,262千円の配分という形で決定されております。

この2次の場合におきましてなんですけど、家賃支援を含む事業継続であったり、雇用維持等への対応分、それと、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分という形でカテゴリーが分かれております。このカテゴリーに合致し、かつ配分上限に達するような事業を組み合わせるというふうな形でしております。

なお、2次分につきましては昨日が締切りだったかというふうに思っておりますので、既に提出を行っているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、今現在、歳入となっている交付金額について教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在、歳入を決している交配分は1次分の57,362千円でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

今、歳入があっているということで、全体的な補正額も多分あると思うんですけど、これについて、なぜ今回そういう歳入の予算補正をしなかったのかどうかを確認したいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

5月の臨時議会だったかというふうに思っておりますけれども、コロナウイルス関連対策経費といたしまして総額を計上していたものかというふうに記憶しております。その際は申請審査ベースということでございましたので、交付金の予算上の充当は当然行っていない

という状況でございました。その後、政府のほうの先ほど申し上げた2次補正予算によりまして、この2次というのが今現在なされております。3次の話も聞き及ぶにありますけれども、まだ具体的には特に出していない状況でございます。この2次分におきまして、1次分の編成内容につきましても調整が利くようになっております。

それに加えまして、先ほど申し上げた新たな2つのカテゴリーというものが設けられております。1つ目が事業継続への対応分、それと、「新しい生活様式」への対応分、この振り分けが必要となります。というのも、それぞれに上限が定めておりますので、交付金をなるべく上限で確保するためには合致する事業を再編する必要があるというふうに考えております。全体の国の査定前に、今回は事業充当を見送った経緯があるということでございます。

いずれにしましても、予算上の財源組替えは必要となるということは十分認識しておりますので、詳細判明後、適切な対応を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

予算の使途の中で事業継続への対応分ということで、うちのほうが町独自の企業に対する給付金を行ったわけですね。それに対しては当然使える交付金だと思うんですけど、時期はどうあれ、今回の歳入のほうにその交付金等を入れるべきではなかったのか、お伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現状で申し上げますと、各課の歳出予算、当然、予算を歳入で受け入れるということになると歳出も必要になってまいります。その際には充当というものが必要になります。その充当をどこに幾らという形で分ける必要がありますので、それが今回の2次も合わせたところで、国の査定がまだはっきり出ていない状況で充当作業というふうにもいかなかったものですから、今回見送って、適切な時期、つまり財源組替えとしてのきじょうじに行うことが適当だろうというふうに考えた次第でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

少なくとも交付されて歳入されているわけですね。そして、それに見合う分のコロナ対策も町で行っていると。当然、最低でも本議会で財源組替えのほうをするべきだと思いますけど、いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当然というふうに議員のほうは言われますけれども、実務提要によりますと、地方公共団体の一会計年度におけます一切の収入支出は全て歳入歳出予算に編入しなければならないとされております。これは地方自治法第210条のほうに規定がございます。したがって、歳入金を受け入れ、地方公共団体の事務事業に活用する場合は必ず予算措置をしなければな

らないというふうにはなっております。歳入受入れ科目がなくても収入しなければならず、また、歳入予算計上額以上に収入することも可能とされています。当該歳入の科目があれば、その科目に収入し、その科目がない場合においては、その科目を設定して収入するか、諸収入で一旦受け入れた後に科目更正するというぐらいの3つの方法がございます。これは一会計年度内の歳入見積りというのは、または計画でありまして、歳入自体は歳入予算を根拠とするのではなく、例えば、使用料条例といったような歳入面での規定であったり、法令を根拠とするものだからというのが理由でございます。逆に、歳出予算につきましては、歳出予算上、当該歳出に係る予算措置が行われていなければ原則として支出できないというようなくだりがございます。したがって、補正のタイミングといたしましては、歳入予算を補正しなければならない事態が生じたとき、つまり財源組替えとしてきじょうじに行うことが適当という判断をしているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そこで、自分は財源組替えするのは今、第1弾。これはなぜ強く今言うかといいますと、実際、5月の臨時議会で新型コロナウイルス感染症事業補助金を計上されたわけですね。その中で、財源の説明では財政調整基金の充当をしているけど、国の財政支援策の動向により、後日、財政の組替えを想定していると答弁されている。想定なんですけど。当然、これは想定されるべきものは、自分の資料によりますと、1次補正予算の先行受付分、最終受付分で7月に交付があっているわけですね、当然。そして、それを臨時じゃなくても、当然、今議会で上げて、そういう財源があるということを議会のほうに承認してもらうことが当然だと思うんですけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これは先ほど創生室長が申しましたように、1次交付分も2次交付分と合わせる段階で調整が可能になっているという意味は、各市町、財源の組替えが起こり得るということを想定しているということです。今回、コロナ対応でこうした予算を1次、2次、3次分があるとも聞いておりますけれども、いろいろ組替えをすることが容易に想像できるので、こうした形をこの年度間については取っているというふうに私どもは理解をしています。

また、先ほどから農業者支援につきましても様々な支援対象の拡大であったり、支援額、支援施策の提案もいただいております。3次分も含めて、大きく大体の交付内容が見極められたところで適切な対応を適宜行っていきたいということでございますので、どうか御了知方いただきたいと思っております。

○3番（原 直弘君）

これは隣の町の分なんですけど、先ほど国からの臨時交付金ですね、これは5月時点で補正をされている町があって、そして、今回また第2次分を補正されているみたいなんですよ。

当然そういう歳入が見込まれる、また、歳入があっている予算、そして、その充当できる事業をしているものについては、当然、最低限この予算計上して議会の承認を得るべきだと思いますけど、いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

各市町におけます財源の懐具合の状況もあるのだろうというふうに思っております。この交付金を歳入として、私どものほうとしては各課横断的に歳出予算を計上しているところではございますので、その充当作業に非常に難があるのではないかなという判断もありましたもんですから、そういう形をしておりますけれども、各市町において、その交付金を受け入れなければ予算が成立しないというような状況であれば格別ですけれども、現状におきましては、その財源組替えという対応において後に適切な手法を取るということであっても一応は財源として成り立っているということでございますので、今回はそういう形を取らせていただいたという状況でございます。

○町長（武廣勇平君）

加えて申し上げますと、国のほうでも、例えば、イベント中止予算については見ていくというような方針があって、それに期待していましたが、実際はそれが使えないというようなことがあって、そういった国の制度がしっかり整わない中で組替えをしなきゃいけないということも、我々も今困っていますけれども、予見できる場所ではありますし、今回のコロナ対応予算については、総じて通常の収入があった場合に、しっかりそれを計上して、それを動かさず確定させていくということよりも、臨機応変に適宜形が決まったところを出せるようにはされていると。もちろん議員おっしゃいますように、再度の補正を通じて組替えをしているようなところもあるかもしれませんが、私どもとしましては、次期、11月ですかね、11月の申請でしっかり確定をしていきたいというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

この臨時交付金にかかわらず、歳入、前年度申請して国の補助金、県の補助金をもらうときに、当然、当初予算とか、予算が来ない前に当初予算、また、臨時追加予算とかするわけですよ。これはやっぱり当然、今、第2次補正予算の締切りというか、要求されているわけですよ。そして、なおかつ今回その歳入を上回る予算補正をして、その該当項目があるわけですので、当然その措置はすべきだと思うんですけど、いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

水かけ論になるかもしれませんが、当然というふうには思っておりません。
以上です。

○3番（原 直弘君）

すみません、ちょっと河上室長の末の句が分かんなかった。当然と思っていない、思っている。（「いや、思っていないです」と呼ぶ者あり）思っていないですね。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原 直弘君）

そしたら、財政課長に聞きますけど、当然と思っていないということで計上しないということだったんですけど、こういった場合はやっぱり当然だと私は思うんですけど、当然じゃないと思いますか。

○財政課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

議会のほうからすると、実際に交付された額が見えないじゃないかと、交付されているのに予算に出さないで見えないじゃないかというふうな形にはなってくるかと思えます。

ただ、今回につきましては、全体像というのがまだ把握できていない。これからまだ執行する分も歳出もあるというようなところで、原課の判断といたしましては、今回は歳入のほうの予算要求が財政側になかったということで予算書にほうに載せていないということでございます。

議会の皆様に五千数百万円の歳入があったということのお知らせができていないというところでは事実と思えます。議員おっしゃるとおりと思えます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

国の申請額がうちの支出額を上回っているなら、そういう考えも理解しますけど、今、国の申請時において、1次、2次合計して192,620千円だったですかね。それ以上の241,000千円を補正、その前に5月にも140,000千円ぐらいですかね、その補正をしているので、当然、国の交付額よりも上回った事業をしているので、後々充てる充てないという話よりも、後々出てきたら、またそういう財源組替えをして、ふるさと寄附金基金のほうから充当するとか、そういう流れが一般的じゃないかと思えますけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

それが一般的だと思います。

○3番（原 直弘君）

そういうことなら、当然、予算の流れとしては、その基本に基づいて補正予算なり、今回上げていただきたいと思えます。

○町長（武廣勇平君）

大変御指摘はごもっともだと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、国が1次分の申請についても組替えができるようにしているというところをよく理解していただければ、この対応はですね、今後、事業費がいろいろ出てくる中で、組替えを自在にしておかないと、なかなか現実の対応として難しいという様々なケースがあると思えます。その

ケースを一つ一つここでつぶさにお伝えすることはまだ用意できていませんが、今後、必要とあらば、どういうことがあるから、こういう国の対応にしているのかというところを例示して議員にお伝えすればきっと分かってもらえると思いますけれども、先ほど申しましたように、法令上の問題はございませんし、一般的ではないけれども、コロナ対応ということで御理解いただければと思っております。

○3番（原 直弘君）

執行部からいろいろ御回答、考えとかありましたけど、これに関しては、やはり交付金を上げない、そして、充当組替えをしない、逆にそっちのほうに持っていかないという考えがちょっと私は理解できません。

○町長（武廣勇平君）

私も当初これは上げるべきじゃないかというふうに思っておりましたが、県のほうからも11月で結構ですよというような御案内があったと担当から聞きまして、この対応で今回はしているということでございます。

○3番（原 直弘君）

県のほうから11月でいいということで回答は受けられたわけですが、それはこっちのほうから打診してですか、それとも、全体的にそういうお知らせがあったということですか。その確認をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

それは分かりませんが、恐らく申請期日が近づいてきた中での協議で、そのような御案内を受けたというふうに承知しております。

○3番（原 直弘君）

一応執行部の考え、私の考えも伝えましたので、これで質問は終わりにします。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

先ほどの原議員の質問で、それは県のほうが各県内市町、自治体に対してそのような指導をされたのか、それとも、当町がどうすべきか等を打診したためにそういう回答があったかという質問に対して、町長はよく分かりませんがということなので、よく分かる担当課、教えていただいてもいいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうから問いかけを行ったという状況でございます。

○2番（大川徹也君）

その件については終わります。

13ページをお開きください。

目1の商工観光費、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金についてなんですが、白石町を参考としたこのふるさと応援便と銘打った事業なんですけれども、今までの同僚議員とのやり取りの中で、各上峰町の5世帯に対して1件、縁故のある世帯なのか、個人なのか、そういったことも含めて、何を送るとか、ちょっとよく分からなかったんですが、このふるさと応援便の内容を詳しく教えていただいていいですか。

○産業課長（日高泰明君）

ふるさと応援便の内容でございますが、まず、町内在住の住民の方に5千円相当の町の産品を詰め合わせまして郵送で送付するところと、また、町外の方を対象にしまして、町外の方につきましては、町内の1世帯当たり1件を町外の方に送れますよという案内を出しまして、1世帯当たり1件の送付につきまして町内の方から、このコロナの影響で帰省自粛とか、そういった影響が出ております町内にゆかりのある町外の親類の方等を対象に1世帯当たり送付状を1枚お送りし、ここに送ってほしいということでうちのほうに返答をいただきまして、そこにつきまして、町外の方につきましては町の産品を同じく送付するような流れを計画しておるところでございます。

○町長（武廣勇平君）

何を送るかということですが、町内にいらっしゃる商工会さん以外のところでも結構です。商店であったり、御商売をされているところ、そこが扱う商品をリストに載せてほしいということであれば、そのリストに掲載し、全ての事業者、全ての特産品を扱っておられる方、日用生活品でも構わないと思いますけれども、幅広く扱ってリスト化し、カタログにしておくということで商工会がおっしゃっておられました。

以上です。

○2番（大川徹也君）

そうすると、今回のこのコロナの感染症対策事業は、クーポン、商品券5千円プラス各1世帯に——クーポン5千円は1人5千円ということで理解しています。そして、このふるさと応援便は1世帯に1品目、5千円相当ですね。1世帯に5千円相当。そして、その世帯の縁故のある方、これは親類とおっしゃいましたが、どの程度の親類をいうのかもよく分かりませんが、そこに5千円相当分の商品のいわゆるカタログを出して、その中から選んでいくということと理解していますが、そういう理解でいいんですかね。

○産業課長（日高泰明君）

議員が今御説明されました中で申しますと、町内の1世帯当たり5千円分の町の産品とおっしゃられましたが、計画しているところでは、クーポンと同じく、1人当たり5千円分の町の産品をお送りするところで、町内の方につきましては世帯でなくお一人というふうなクーポンと同じ定義で計画しておるところでございます。

○町長（武廣勇平君）

白石町と同様の対応をするということで、私が聞いておりますのは、4親等以内の方だというふうに白石町は制度を構えておられるそうでございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、町内の1人当たり10千円相当の景気対策支援等になるということになりますね。それでよろしいですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員おっしゃるところもございますが、先ほどから白石町が大変好評ということで参考にさせていただいているというところにつきましては江北町でございまして、江北町で1世帯に4親等までという事業を行われているところをうちのほうで参考にさせていただいて、組み上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

大変太っ腹な事業だと、一般的な言葉を借りると思います。もちろんもらえるなら喜ばれると思いますよ、町民の皆さんは。同時に、これだけの予算を割いてするんですから、ハコミネに対する50,000千円の補助金もそうですが、今回の議会の中でも同僚議員とのやり取りでも同じようなことがありましたが、広報ですね、広報が——ハコミネ町民市について今話をしています。広報が十分ではありません。ネットを見てくださいと、ホームページを見てくださいと言っても見ない人がいっぱいいます。見られない人もいます。そして、平日に限定されて、土日がありませんから、サラリーマンの方々は行くのが難しいですね。そして、並んでも実際に買えない。売り切れてしまうとか、売れ残りもある日もあるということですけど、町民が優先されるような仕組みが整っていないと。これは改めてこれを早急に改善して、町民の皆さんがひとしくその利益を享受できるように、町に入ってくるお金ですから、そこをぜひとも早急に改善していただきたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

広報を改めるというふうな質問を受けたと思っております。

今回の事業につきましては、案内文の送付につきましては各個人世帯宛てで行うところでございます。この中の文章につきましても、もちろん案内等を入れるところでございます。また、一般的にコロナ対策での広報につきましても、この案内文の中にも含めるところも検討してありますし、なるべく多くの方にこのコロナ対策についての周知をしたいと考えているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

私も案内は大きくして、今、売れ残りがあるというふうに聞いていますので、もっと拡大

をして、このハコミネ町民市のみならず、このシステムに変えて、できるだけコストを減らして町民の皆さんに還元していく、この取組は非常にコロナ禍にあっても、住民の皆様方も事業者も長蛇の列ができていますと聞きますので、にぎわいを維持し、地域の活力を支える手だてだと思っていますので、しっかりとこれはやっていきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして議案審議を再開いたします。

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）から質疑をお願いします。質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

先ほどの続きですが、13ページをお開きください。

商工観光費の節18. 負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について、続けて質問させていただきます。

先ほど町長にも答弁いただきましたし、産業課長のほうにも答弁いただきました。そのとき産業課長が広報のことにに関してだと思いましたがとおっしゃいましたが、私が言ったのは広報のことだけじゃなく、土日など平日以外の営業であったり、町民の方々が優先して利用ができるような取組についてどう考えているかということについて改めてお伺いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの広報につきまして、ハコミネ町民市の実施の内容でございますが、現状では雨が降る前、3日前の天気予報によりまして開催の状況を把握し、出品される方、出店される方の準備等もありますので、それくらいが最低というふうなことで、2日前に天気予報によりまして把握して開催をしておるところでございます。

開催の通知につきましては、町のホームページのほうと現地での案内看板により行っておりまして、前もっての周知等につきましては、もちろん町のホームページがリアルタイムでの更新でございまして、それ以上の更新についてはもちろん考えておるところでもございますが、何分、先ほど私が申しました方法で行っているところでございます。

また、土日、また、町内、町外を含めた対応につきましても、事務的なところを鑑みまして、今お昼の開催時間に職員が1人現地に赴きまして売上げについての確認をしておるところでございます。そういった事務作業を鑑みまして、今後検討というふうなことで従前からお答えさせていただいておりますが、今の方法以上の町内、町外の方の列を分けるでありますとか、また、町外の方を省きますと売上げ等もちろん減少してくるところでございます。今現在で約半々ぐらいかなというふうなところで、現地でどこから来られましたかというふうな調査も行って、そういった状況も把握しているところでございます。

事務的なところも鑑みまして産業課で対応しておりますが、そういったところで、できることについてはこれから対応していきたいということでございますが、現状私の申し上げたところで今現在は行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

まず、広報についてですけれども、天気などの問題もあるためにということで、今ホームページのほうでお知らせするということについては承知をしておるんですけれども、例えば、これは特に課長のほうからこういうアイデアが——考えていらっしゃるかもしれませんが、なかったのを申し上げたいんですが、例えば、上峰町は放送設備がございます。その放送を使ってお知らせするというのも一つの案かなと思いますので、それも御検討をいただけたらとも思いますし、また、町民の方々が優先して買えるように並ぶ列を分けるなどの考えもあるということでおっしゃっていましたが、その際に、あんまり厳しくすると気分を害されたりすることも確かにあるので、大変センシティブな話かもしれませんが、そこを上手にやっていただいて、町民の方々に喜んでいただけるように御努力を一層重ねてお願いいたします。

そして、これに関してなんですけれども、ハコミネでコロナ支援対策と銘打った補助が始まってから、お弁当の件数やそのほかの商品の件数が何点上がっているか、そういうのが分かったら教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の商品の数につきましては、現在、手元で把握しておりません。もちろん販売の申請につきましては、金額、何品というふうな申請は上がってきますので、集計することは可能ですけれども、現状そういった総計のデータのほうは持ち合わせていないところでございます。

○2番（大川徹也君）

また集計ができたときには、何らかの機会に教えていただきたく、質問をしたく存じます。

また、この対策事業補助金に関連してですが、1人5千円分の商品券と、そして、5千円分のカタログから選んでいいですよという、よく結婚式などの引き出物で最近主流になって

いるようなやり方でありませけれども、そういったアイデアが商工会から出て、そして、商工会のほうにその仕事を委託したと。そして、実際の仕事に関しては、商工会が人数などの問題で別会社に委託をするということで、同僚議員とのやり取りの中でそういう答弁を聞いて、そういうふうに理解をしております。

それで、実際5千円分のクーポン券の作成や送付、そして、5千円分の商品券とは別に、何という言い方をするんでしょうかね、ギフト券というんでしょうかね。その分のいわゆる手数料ですね。クーポン5千円分に対する手数料、また、カタログ商品券のようなものですね、カタログ商品券と呼ばさせていただきますが、それに対する手数料がそれぞれ1点あたりお幾らになるか、教えていただけますか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の手数料もございませますが、まず、事業の流れといたしましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金というふうな補助金の項目でございませして、この補助金は商工会のほうに流すところとございませ。商工会のほうで、先ほどから説明しておりますクーポン事業、また、非接触型応援事業を行うところとございませますが、商工会のほうももちろん事務的なところは手薄とございませるので、そういったところもありませして、もちろん町としても商工会に全部丸投げするということではございませんで、一緒にやっていくところとございませますが、何分、手薄なところで、事務委託としまして他の事業者、業者にそういった梱包なり、こういった事務的なところも含めて委託するというふうなスキームでございませ。

そういった事務スキームの中で、クーポン事業でありますと、クーポンの作成、また、クーポンを送付する手続、また、その送付する文書の封入、封緘、発送までの作業につきまして委託で賄っていく予算立てとございませして、同じく商品券につきましても、商品券の各世帯への送付と、その送付文の中に商品の内容とございませすとか、それを送ったところで、またうちのほうに、じゃ、これをというふうな返送作業ですとか、その商品を梱包するような作業につきまして、全て事業的なところを委託して事業を回っていく計画をしております。

手数料的なところで申しますと、予算でお金が足りなくなるというふうなことを考えまして、少し余裕を見たところで作成はしておりますが、5千円の送付当たり、先ほど答弁でも申しましたように、2千円弱が事務手数料、また、非接触型応援につきましましては3千円から3,500円、そのくらいの事務手数料を計算すると出てくるような予算立てを今しているところとございませ。

以上とございませ。

○2番（大川徹也君）

詳しい説明をありがとうございます。よく分かりました。

それで、改めてなんですけど、例えば、節の負担金、補助及び交付金の説明欄の補助金とし

てばんと241,212千円と出ているんですが、例えば、5月の臨時会のときなど、商工会に委託するときに、また別途事務費ということで500千円ほどでしたっけ、いわゆる外出しとして金額が上がっていたんですけど、こういった場合というのは、丸めて入れていますけど、先ほど課長答弁にありました事務委託費というんでしょうかね、それを分けて上げないのは何か理由があるんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問で、前回の臨時議会のときをお願いいたしました同じ費目の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金につきましては、ないぶんを私が説明するときに、事務費として商工会で、そのときの予算費目としましては応援給付金、休業支援金、あと、販売促進支援金もございましたけれども、その振込手数料等の費用について、そこのおおのの費目に分けるのではなく、内部的に振込手数料、そういった事務手数料のところで、臨時議会の中では外出しでつくったところがございます。今回は事業的などところで内容も分かれてきますので、このクーポン券事業、非接触型応援便事業、この中の事務経費として含めて計上させていただいたというふうなところがございます。

○2番（大川徹也君）

それぞれに理由、事情があるんでしょうけれども、ただ、改めて思うのが、5千円のクーポン券のために2千円の経費を使い、いわゆる非接触型応援便事業、このカタログギフトの5千円のために3,500円ほどの事務費を使い、私たち頂く町民は、私も含めてそうですけど、本当にそれはうれしいです。多分みんなうれしいと思います。しかし、私たちは限りある予算の使い方として、こういう予算の使い方を見逃すわけにはいかないんです。

もう少し違うアイデアも出して、経費を削減できることはないでしょうか。例えば、郵便局などを使ったサービスなんかもあるとも伺いますし、プレミアムクーポン券とか私も頂きました、子供がいるから。そうめんとかお米を頂くの。役場まで取りに来ましたよ。重たかったけど、でも、ありがたく持っていきました。町民の皆さんも本当に取りに行けない方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、基本的に取りに来ていただけるんじゃないかなとも思うんですね。そうすると、どれだけの経費が削減でき、それをまた別の事業にも充当ができるんですよね。同僚議員も農業振興のことについても申し上げてありましたし、福祉サービスや住民の毎日のインフラ整備のことに使うこともできるんですよね。そういったことも含めて、改めてこの経費について再検討するような余地というのではないのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところで、まず、郵便局というふうな名称もございましたけれども、送付につきましては、配達記録がつくようにもちろん事務的に行うところがございます、その分の経費というのは多大にあります。また、従前の事業で町のほうに取りに来てというスキームも検討するところでもございますが、そういった全町民に対する対応はやはり難しいという

ことで、何分、経費的なところは、こういった町内全員の方に応援便ですかクーポンですか、こういった事業はよその市町でもされているところで、私たちもその事業スキームを参考にさせていただいて組み上げているところですが、やはりよその市町でも同じような流れで、町独自でこのような流れを特筆しているわけではございませんで、よその流れももちろん参考にしまして、おかしくないようなところで事業が完了できる事業を計画させていただいております。何とぞよろしくお願いいたしたいと思うところでございます。

○2番（大川徹也君）

そうですね、よその市町が行っておられるということで、事業自体が私もおかしいなんては思わないんですよ。ただ、中身の経費についてなんです。よその市町を参考にするというのはいいと思うんですけども、よそがそうやっているから、うちもそのとおりにするという安直な考え方に聞こえてしまいますね。失礼かもしれませんが。しかし、工夫次第ではよそよりもっと改善した——日本人は改善するのがとても上手ですから、改善した施策に変えることだってできると思うんですよ。

ですから、私としてはこのお金の経費の使い方について再考を願うところでございます。改めて検討をお願いします。返答は要りません。

これで今の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

10ページの目の1. 児童福祉総務費の中の節10. 需用費の説明の修繕料165千円、遊具の修繕と上がっていますが、どういったことが原因で修繕をしなければいけなかったのか、原因を教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

10ページの目の1. 児童福祉総務費、節の10. 需用費、説明欄の6、修繕料に関しましてですけれども、今年度におきまして専門の業者に点検のほうをお願いしまして、その結果、修繕が必要となったものでございまして、まず、九丁分の児童遊園地に関しましては、滑り台の滑降面がひび割れているというところで修繕となっております。また、上坊所の児童遊園地に関しましては、4連ブランコの回転金具等の取替えが必要というところで修繕費を計上させていただいております。原因としましては経年劣化のためだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

原因としては経年劣化ということでありまして、ここに上がっているのは九丁分、上坊所でありまして、これ以外のところも遊具が設置されてかなりの年数がたっており、

また、遊具の老朽化で撤去された数もかなり多いと思います。なので、その遊具の更新やら増設というか、また新たに置く、また、それからちょっと小さな子供が遊べるような遊具の設置等を考えておられるか、教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

寺崎議員の質問で、小さい子供が遊べる遊具の増設等は考えているのかということですが、今のところそういった計画はございません。

ただ、今存在しております遊具については、危険がないように、常に点検をさせていただいて修繕をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

毎年、専門の業者が点検をされていると思います、遊具に関してはですね。そこで指摘を受けて修繕されたということですがけれども、全体的に老朽化されているか、そういった指摘があるかないか、教えてください。

○住民課長（扇 智布由君）

全体的な修繕等の範囲でございますけれども、やはりどこも経年劣化のためにそれぞれ修繕が必要なところといたしますか、軽度な破損等が見受けられております。ただ、今回につきましては、緊急性の高いものから行うということで計画をしている次第でございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

本当に遊具が設置されて20年、30年以上、かなりたっていると思います。だから、場所も多いので、計画立ててしてもらって、また、今年3月やら4月ですかね、コロナの関係で、小さな子供さんも結構近くの公園で遊ばれているのを見て、やはり小さな子供がなかなか遊ぶのがなくて、そこは必要かなと思います。

それから、近隣町、みやき町のこすもす館のあそこはかなり遊具がそろって、休みの日とかはテントを立てて子供がいっぱい遊んでおります。ですから、計画立てて、魅力のあるような遊園地をぜひともですね、子供が遊べるような環境を整えてほしいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

計画を立てて魅力のある管理をという御質問だったかと思いますがけれども、現状を見ますと、なかなかやはり子供たちが遊んでいないような公園も随分見受けられまして、そういうところを見ますと、やはり魅力がないのかなということもございますので、現状を把握しまして、計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

確かに私たちが小さい頃とは環境が違ってもいいかもしれません。私たちの時代は稲刈りの後の田んぼで野球したりとか、そういった時代で、今は家の中でテレビゲーム等をして、なかなか公園で遊ぶ機会がないのかもしれないけれども、さっきも言ったとおり、みやき町ではたくさん子供が遊んでいます。だから、例えば、子供が行って遊べるような遊具とかをもうちょっと研究して、そこら辺、魅力あるような公園をぜひともつくってほしい。議会でも子供は地域の宝だとか言われていますので、ぜひとも地元の公園で腹いっぱい子供が遊ぶ姿を見られるような公園づくりをお願いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

そのような計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

本当に確認の意味というようなことを含めて、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

午前中、同僚議員の質問とかぶってしまいますが、予算の組み方の問題について確認をさせていただきたいというふうに思います。

国からの予算であったかと思いますが、国からの予算がいつ町に入ってきたのか、金額が分かれば教えていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

国からの予算というのは何の件でしょうか。（「ちょっと聞こえんけん、すみません」と呼ぶ者あり）

何の交付金か、何の補助金か、国からの予算ということで、ちょっと分かりませんので。

○7番（吉富 隆君）

午前中に同僚議員が長く時間をかけて、室長さん、町長さんとのやり取りがございました案件でございます。それが国からの補助金であったというふうに私は思っておりますので、できればその案件だけで結構ですが、金額と、いつ上峰町に入ってきたかをお尋ねしているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

新型コロナウイルス感染症に関する交付金のことでしょうか。創生室所管の件ですね。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）創生室長が答弁します。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

申し上げます。

金額につきましては57,362千円でございます。

時期についてなんですけど、すみません、日付の特定まではあれですけど、7月の後半

だったというふうに認識しております。

○7番（吉富 隆君）

ありがとうございます。

交付金の金額については57,000千円強だということで認識をいたしました。

入った期日につきましては、7月末ということで理解をいたしました。

だとするならば、7月末、9月の議会までには時間があるので、歳入に予算を組むのが一般的常識ではなかろうかなというふうに僕は思うので、そこら辺がもう少し詳しく御説明をいただければなというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

何か勘違いをされているようですが、その57,000千円については歳入に入っておりますので、予算書を御覧ください。（「57,000千円。原議員さんが言いよつとは、これとは違うとね」と呼ぶ者あり）

すみません、予算書といいますか、57,000千円については入ってきておりますので、それが予算書に反映されていないということを御指摘だということですかね。（「うん」と呼ぶ者あり）

その点は原議員との質疑で申しましたとおりでございます。一般的ではないと思いますけれども、法令上、問題はございませんが、今回、コロナ対応で国の交付金の形も通常と違う、事後の組替えができるような対応をしているということで、これも全員協議会か何かでこうした組替えができるようにされている理由等、恐らく様々なケースがあると思いますが、その辺をそろえて御説明する必要があるかと思っております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この57,000千円強の金額については、歳入に提示しているということの答弁をいただきました。そうすると、何ら問題ないですよ。そうですね。今、町長はそう言われたんですよ。（「予算には上がっていない」と呼ぶ者あり）上がっていない。

私が勘違いかどうか分かりませんが、同僚議員との質問の中では入っていないというふうなことを僕が認識していたので、今、町長の答弁ではこれは予算措置はできていますということなので、何ら問題ないかなという感じをいたしますが。

○町長（武廣勇平君）

その前のやり取りで私が訂正をしたところです。予算書上、表れていないことを御指摘だと思いますけれども、原議員とその前のやり取りをしましたけれども、今回のコロナ対応の予算については、国のほうで組替えができるような旨、国、県からも指導いただいております、本町としましては、法令を違反しない限り、なるべく全体像が見えたところで適宜示

していきたいというふうに考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長御答弁いただきました件につきましては、組替えができるというのは理解をしています。ただ、7月末に町に入金したとするなら、9月議会に歳入のほうに提示をすることが大事なことでなかろうかと僕は個人的に思うので、確認の意味でお尋ねをしているんですよ。それを町長は措置が終わっているというようなことであれば、何ら問題なかわけですよ。その辺いかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

例えば、確定させて議会を通して、組替え自由だということで、後ほど組み替える事案があった場合に、何で組み替えるんだと、どういう理由かということで議会を混乱させることも避けるべきだと思っていますし、3次補正というのものもあるやに聞いておりますので、その全体額に対するボリューム、単費をどれぐらい充てて、公費、国、県補助でどれぐらいのボリュームでやるべきかという、他市町と比較しながらやるところも出てくると思います。また、国のほうも結構制度がころころ変わっているのか分かりませんが、イベント中止予算を計上するといいながら、結局、中止予算が出ていないということも聞きますし、当てにしても、それが制度の変更で変わるということを見れば、やはり落ち着いてしっかりと状況を見切り終えたところで計上していくということを選んでおります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町長の御説明は理解をしているつもりでございます。しかしながら、57,000千円強の金額が7月末に町に金が入ってきているわけでしょう。だとするならば、9月議会に予算書の歳入部分に上げるべきではなかろうかなと僕は思うので、それが予算措置をされとつとするなら何ら問題ないでしょうし。

そうしますと、例えば、57,000千円強のお金が歳入に入っていないとするなら、どこにあっかいという疑問が僕はあったので、ちょっと確認のためにお尋ねをしているわけでございますので、その辺については御理解をいただきたいと同時に、内容説明ができる範囲で結構なんですけど、していただきたいと。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは先ほども申し上げたところではあるんですけども、予算の受入れ科目、つまり予算上の受入れ科目がない状態であったとしても、収入は当然しなければなりません。また、歳入予算計上額以上に収入する場合も収入しなきゃいけないというふうになっております。

この歳入の科目があれば、その科目のほうで一旦収入をいたします。その科目がない場合においては、その科目を設定して収入する、あるいは諸収入で一旦受けてから科目更正という3つの方法がございます。現段階では2番目の方法を選んで収入しているという状況でござ

ざいます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

単純にお尋ねしているんだから、その3つの方法も理解をしているんですよ。だから、57,000千円強のお金が国からの補助金だと思うんです。それが7月末に現実的に町に入っているわけでしょう。だとするならば、歳入にするべきではなかですかという単純な確認をしているわけですよ、単純に。いろいろな方法があるというのはやり取りの中で聞き及んでおりますが、どうしても僕自身の考え方は納得ができなかったので、お尋ねをしているところでございます。

やっぱり57,000千円という大きな金が国から入ってきた。それが歳入に入っていない、予算措置の中に入らないとするなら、じゃ、この57,000千円強の金はどこにあっかいという疑問があったのでね。そうでしょう。だから、そこら辺が疑問に思ったので、再度、同僚議員のやり取りも理解をしてきたんですが、ここら辺がどのようになっているのかなという感じがあったので、確認の意味でお尋ねをしているんでね。

○町長（武廣勇平君）

まさにその単純なお尋ねに対して、3パターンのうちの2番目のやり方で対応しているということを単純にお答えしているということでございます。

○7番（吉富 隆君）

単純に言ってもですよ、やっぱりこれは歳入ということで議会の承認が要るべきだろうと僕は思います。恐らく何に使うというひもつきでありますので、そこはお尋ねしていないので、やっぱりこの57,000千円というのが歳入に上がって、今回、上がったかんばおかしかですよ、7月末ですから。そうでしょう。1か月半の時間があるので、それをこういうことができるですよという説明は室長さんのほうから3項目挙げられました。そういう方法もあるんだなと理解します。しかしながら、じゃ、57,000千円強のお金はどこにあんねと疑問があったので、お尋ねをしとるんですよ。室長さん、そこら辺をお尋ねしよつとですよ、確認の意味で。

○町長（武廣勇平君）

だから、2番目の項で先ほど室長が答弁したとおりでございますが、もう一度再度答弁をさせます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

会計上の話になってまいります。それで、当然、予算受入れ科目がなくても収入はいたします。ですので、歳入歳出予算計上額以上に入ってきたときも同じように受け付けます。

仮に10千円しか予算を組んでいないところに1,000千円入ってきたとしても、それは予算に10千円しかなくても1,000千円受け入れるということです。ですので、そういうことは可能でございます。

それを踏まえた上で、歳入の科目に合致するものがあれば、その科目で収入して調定行為を起こします。その科目がない場合においては、その科目を設定して収入する、あるいは諸収入という形で一旦受けて、そこから科目更正という形をするのが適当ではないでしょうかというのが実務提要上のQ&Aということになっておりまして、そのうちの2番目で受け入れているということでございます。

○7番（吉富 隆君）

3項目あたりで歳入はしますよということは理解をしているんですよ。だとするならば、この予算書に上げるべきではないですか。上がっていないので、その金は収入がなされておるということは、町に金はありますよということで理解してよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

堂々巡りにしかならないと思いますが、今申し上げたとおりでございます。何の法令上の問題もないということでございます。（「室長さん、どがんですか」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

法令上は問題はないという認識でございます。

○7番（吉富 隆君）

法令的なもんは、午前中、同僚議員がやり取りした中で理解をしております。法令上は問題ないから、こういうことですよという説明ですけれども、当然、議会というのがあるので、こういった予算書の中に歳入の部分に入ってきていないので、入れるべきじゃないですかと僕は思います。そいけん、やっぱりそういったことができるということは午前中で理解しておりますが、どうしても合点がいかないのが、再度お尋ねをしているんですよ。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

仮に歳入に受け入れたとじゃまじょうか。歳入を受け入れたというか、予算を上げたときに、歳出費目をどうするかという問題が出てきます。そうすると、予算は総計主義でございますので、当然、必要なものについては上げていくわけなんですけれども、皆様も御承知のとおり、歳入額と歳出額というのは合致しているはずで、歳入額が多い状態で歳出額がという形になりますので、既存の歳出あたりに充当作業というものを行って、この事業費に対して幾ら国費が来ているので、幾ら充てますという形で財源内訳というものが示されているかというふうに思っております。

ところが、この財源を歳出に割り振りする際において、1次分と2次分が来ておりまして、2次分の中では事業継続への対応分と「新しい生活様式」という2つのカテゴリーが設けられております。1次分に関しても、中の調整というか、変更が可能だというふうに来ておりま

すので、今、1次と2次と合わせたところで、変更申請も含めたところで申請を上げているところがございます。ですので、どこの歳出に幾ら充てるかということ自体が現段階で——一緒に一括して国に上げていますので、その部分がいまだ定かではないという状況にはなりません。例えば、コロナ対策の関連歳出として全部一まとめにしているということであるのであれば、そこに充当することは可能かもしれません。ところが、今現段階の当町の予算編成は、各課におきます歳出予算というのが全てばらばら、款項目もばらばらで組んでいます。ですので、そこに充当作業を行うという作業が必要になりますが、そのときの充当作業が現段階では確定できないということがございますので、歳出予算と歳入予算のバランスが保てないということで、今回そういうことを考えているところがございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

その理由は午前中のやり取りで僕も理解しているつもりでございます。しかしながら、そういった法的根拠は問題ないといいながらも、やっぱり予算措置の問題で、歳出の問題とそれは合わなきゃできないということは理解していますよ。じゃ、補助金ですよ。補助金はひもつきじゃないですか、これは。どういうことに使うということの補助金ではないですか。違うんですか。それが違うということであれば理解しますが、恐らくひもつきだろうと。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

申請段階では、もちろん事業をこういうことをやりますという形での申請を行っております。その申請を行った中で、1次は概算交付という形で来ております。ですので、ざっくりしたところでぼんと来ているわけですよ。ですので、それを2次と今合わせたところで再度国のほうに上げているという状況ですので、そこでは事業の内容というのを再度国のほうでも精査した上で、それぞれの事業に対しての交付限度額というのが来るはずでございます。ですので、その事業に幾ら当て込もうという充当作業というものを後にしなきゃいけません。そのために、現段階ではちょっとなかなか難しいんじゃないだろうかという判断で、今回のようなやり方を取らせていただいたということがございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

どうしても私が勉強不足だろうと思いますが、時々単式簿記と複式簿記の関連でごちゃ混ぜになる分が僕はあるんですよ。大変申し訳ないが、確認の意味で質問をさせていただいておりますが、当然、僕の考え方としては、57,000千円のお金が来た。いろいろな問題はあれども、やっぱり予算書の歳入に上げるべきであろうということがどうしても頭から外れないので、もう少し時間があるので、勉強をさせていただきたいなというふうに思います。

法的には問題がないということをいろいろとやかく言う必要もないだろうし、でも、私はどうしても57,000千円強のお金は歳入のところで出すべきだ。申請するときに用途はちゃん

と出ているので、それにしか使えないはずなんですよね。ほかのところは充当ができるかも分かりませんが、そこら辺については勉強不足なので、私の質問はこの程度でやめますが、もう少し勉強させていただきますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

今、同僚議員のやり取りのコロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の件ですけど、ちょっと確認ですけど、今、室長が該当事業が——私が理解したのは、今まで町単独でしたのが、この臨時交付金の該当事業に合っていない、合わない。合わないから、そこに充てられないからという最終的な理解をしたんですけど、（「違う」と呼ぶ者あり）違うでしょう。ということは、朝言ったように、今まで使った町のコロナウイルス対策におけるうちの事業が、当然今交付されている交付額並びに申請額を上回っているわけですよね。そして、今までした事業がこの交付金のいろいろある該当事業に合うならば、やっぱり今の時点ですべきということだと思いますが、再確認のために質問いたしました。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

1つは上限というものがございまして、その金額の割り振りというのは、幾ら対象事業費を上げたところで国からの上限というものはあるわけですよね。それを幾らに割り振るかというのがまず1つ。それはこちらでの充当作業になりますので、それ自体は可能かというふうに思っております。

もう一つは、2次で追加されている部分がございます。2次のほうに、9月の補正予算が歳出でも恐らく上がってくるんだろうなという見込みも立てておりましたので、その部分を吸収した上で、1次で出している部分と2次に出している部分とを包括的に申請を再度上げて、その中で事業を再編していくというようなことで考えておりましたものですから、ちょっと言われているような単純な割り振りではなかったというようなことで御理解いただければ幸いかというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

いろいろ言葉は選んで、上限の割り振りとか、2次補正に対していろいろな割り振りをしたということは分かりますけど、何度も言うように今まで町がした事業で、これを下回っていたら、またいろいろ考える余地があると思うんですけど、今対象事業を言われた中で新しい生活とか、もう一つあったと思いますけど、じゃ、今までの町がした事業において、それが該当しているかしていないか、それをちょっと回答をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

上げているものに関しては、ほぼ何がしかの形でこぎつけてと言っては大変失礼な言い方になりますけれども、理由をつけて該当するような形で持っていくという形での、こちらの

ほうでの努力はしていたところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

同僚議員に続けての質問になります。

今質疑応答のやり取りを聞かせていただく中で、自分なりの理解が少しずつ出来上がりつつあるんですけども、確かに予算が入ってきているのに、予算書上の計上、補正予算に歳入として上がっていないのは、一般に普通考えると何でかなと素人目にもそう思います。ただ、今御答弁にあるように、そういう幾つかの理由があって、上げなくても一応法律上は違反ではありませんと。

その理由として、今述べられた中で、結局、こういうことでしょうか、1次で出していた予算の費目に関して、地方創生のためのコロナの臨時交付金について、国庫に対して、内容を組み替えて、1次と2次のお金をまとめて今回、今予算として計上して実質的に使ったり、使う予定の今回上がっている分に対して補充して組み替えて、そして、今まで充てていた財調からのお金と、ふるさと納税寄附金から充てていたお金を、それぞれ財調に戻したり、財調基金に戻したり、繰入金としてふるさと納税寄附金のほうに戻したり、そういうような考えでいらっしゃるということですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今の予算構成上の実態といたしましては、ふるさと納税の基金の取崩し金であったり、財政調整基金であったりという形で一旦立て替えているというような状況になるかと思えます。これは交付金のほうの整理がつき次第、財源組替えというものを、これは必ず予算計上いたしますので、このまま放置しておくということではございません。予算で計上いたしまして、財源組替えというものを実施いたします。その際には財源が、交付金が入ってきたことによって、これまで入れた財源が、余剰という言い方はちょっとあれかもしれませんが、過充当という形になりますので、それを戻す作業になるだろうというふうに考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ということは、ふるさと納税寄附金基金や財政調整基金のほうにもう一回お金が戻って、そっちの分は目減りがあんまりしていない状態になるか、もうほとんど戻る状態になるということなんでしょうけれども、国の国庫として今回頂く交付金は、じゃ、今やっているものにしか充てられない。同僚議員が言っている、今度2次補正で予算計上を国ですてある分について、新しい施策として何かやろうとしても、そのお金は、国庫として今回入る予定のお

金は、そっちに新しい施策ができない、充てられないということになりませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのほうで聞き及んでいる話としては、3次という話があるようです。これは詳細にはまだ私たちもつかみかねている状況ではあるんですけども、新しいものが出てきた場合には、そういうものでの対応というのも可能かと思われまして、3次があった場合に、何か修正があれば、そういった形の対応も可能かなというふうには思っておりますが、こういう形で皆様方からそしりを受ける結果にはなってはいるんですけども、なるべく早めにこちらのほうとしても交付金に関しては調整結果をしっかりと受けたところで、予算の編成という形でしっかり行った上で対応して、そういった後の結果として、対応できるところは対応していきたいというふう考えているところでございます。

○2番（大川徹也君）

時々の調整において、やはりそのやり方、手法について、いろんなやり方というのは出てくるのが通常なんでしょう。

ただ、その中で、今回の手法について思うのが、どうしてもやっぱり私たち議員が一部自分たちの考えもありますし、そういう代弁としての申し上げることもありますけど、新しい施策というものが今の行政に反映できにくいというのが正直あります。今、課長が申されたように、3次補正がある、話もあるということですけども、町長の答弁を借りれば、そう国が申ししていたとしても定かなところは分からないと、そういうような考え方を借りれば、3次をそんなに当てにもできないというふうにも思います。

ただ、あんまり支出が硬直化、これにも使うんだという硬直化、結果的に硬直化なんですけど、これに使うんだというのがあまりにも前面に出過ぎて、新しいものを受け入れるキャパがないというような理解になりますね、どうしても。私としては、幅広く町全体に利益が行き渡るようなアイデア、施策を考えていただきたいというのが私の願いです。

これについては質問は終わりますけど、続けて、この補助金について1つ細かいところを聞き忘れていたことがあったんですが、議長、このまま発言してよろしいでしょうか。

委託手数料ですね、これが本当に現品に対して5割から6割ぐらい要っているの、それは高いと申し上げたんですけど、ちなみに委託先ですね。商工会が一旦引き受けて、それを委託する委託先の事業者はどこですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、委託先というふうなところでまだ決定はしておりません。決定しているところではもちろんございませんが、見積りを取っている段階でございます。ここでその事業者の発表は控えさせていただくところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうですね、見積りが取られているから、こういう予算計上として具体的な金額が分かっているんだろうと思うんですけど、見積りは何社から来ているんですか。

○産業課長（日高泰明君）

見積りのなところで言いますと、1社及び2社、そのぐらいのところで見積りを徴収して実行しております。また、そういった契約自体の作業につきましても、この補助金で商工会に流すところですので、商工会のほうで検討をされているところでございます。町のほうももちろん全く分からないというふうな回答ではございませんが、補助金の支出先の商工会のほうで業者決定をして、そこで契約というふうな流れになっていくところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

昨日私が一般質問の中で、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会の予算と、また、その中身のことについて質問をさせていただいたときに、この実務提要の中で、事業については行政の一般事務に当たらないので返答ができないということで、もしかしたら、それと一緒になるかもしれませんが、ちょっとそこ確認ですが、午前中の質疑応答の中で課長のほうが、商工会だけに任せるのではなく、上峰町としても一緒にやっているというような御答弁でしたので、改めて確認なんですけど、見積りが1社または2社ということでおっしゃったんですけど、これは分かっているんですか、それとも数ははっきり分かっているんですか。

○町長（武廣勇平君）

答弁範囲外ですね。これは補助団体がどのような執行しているかを答える必要はありませんが、今言われた産業課長の言葉は事実だと思いますので、それ以上でも以下でもございません。

○2番（大川徹也君）

今、町長が申したのはこういうことですか、いわゆるそれは委託先の作業というか、委託先の再委託なわけですね、結局。委託先がまた再委託をする、その作業に関しては委託先の事業なので、この本議会の中では答えてはいけないということですかね。

○町長（武廣勇平君）

ここは繰り返し何度も申しますけど、これは補助金です。補助金は、補助を出す先が事業主体なんですね。委託はこちらが事業主体でお願いする業務、我々は商工会さんに補助金として流します。その商工会さんが、どうやら今の課長の答弁では委託をするようでございますが、そこについて我々がどういう状況かつぶさに把握するものでもありませんし、答える答弁範囲ではないということを申し上げます。

○2番（大川徹也君）

つまり委託じゃなくて、補助金なので、補助金を支出した。補助したその団体のことは社会福祉協議会などと同様の扱いということですね。だから、答えないということですよ、

そういう理解でよかったですね。

○町長（武廣勇平君）

答えないじゃなくて、補助の事務に関わる部分についてが答弁範囲、議場ですね、そういうことでございます。

○2番（大川徹也君）

事務に関しては答えることができるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
この場合の事務というのはどういう範囲をいいますか。

○町長（武廣勇平君）

補助金の事務でございます。

○2番（大川徹也君）

そしたら、これは担当原課にちょっとお尋ねします。

具体的に今回の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の商工会に補助する場合のいわゆる事務というのは、具体的に、本当に私勉強不足で申し訳ないところもあるんですけど、聞かせてください。

○産業課長（日高泰明君）

補助金の事務についてお答えいたします。

まず、今回のこの補助金で申しますと、補助金の承認をいただきました後に、商工会のほうに補助金の内示を行いまして、商工会のほうからこの事業の事業実施についての計画案の申請をいただきます。その申請に基づいたところで、町のほうで交付決定をいたしまして、交付決定による補助金額の交付申請及び交付というふうなところのスキームになってまいります。また、事業完了によりますと、実績報告等により把握して事業費の確定をするところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、計画をされた段階で収支予算のようなものも上がってくるんだろうと思います。そうするとき、この金額が決定されるときに手数料ですね、クーポン券に対して約2千円ほど、そして、ふるさと応援便事業に対して3,500円ほど、これは一応こういうふうにもう決まったということで上げていらっしゃるという理解でいいですか、商工会さん側は。

○産業課長（日高泰明君）

もちろん今議会に補助金として私も説明しております内容につきましては、補助金の交付につきまして、見積りというふうな内容で私どもが把握しておる、また、予算要求しておるところの内容でございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

そうすると、先ほど私の前の質問に戻るんですが、商工会さんが再委託する事業者というのは、これはまだ決まっていない状態で、ただ商工会さん側は手数料としてクーポン券のほうが2千円、ふるさと応援事業のほうが3,500円、1点につきですね。決まっていない状態で上げていらっしゃる、そういう理解でいいんですかね。

○町長（武廣勇平君）

それは分からないですよ。だから、商工会さんから要望書をいただいて、こういうスキームでやって、こういう内訳で予算要求がされているわけですから、商工会さんで商工会の中でのやり取りで決まるんじゃないでしょうか。

○2番（大川徹也君）

そういうことなんですかね。分からないんですよ。

そうするとき、町側は基本的に上がってきた計画書をそのまま何も審査せずに受け入れるということではないですよ。多分審査、精査するだろうと思いますが、精査するとき、どういうことでしょうか、もっと手数料が安くないですかとか、私やったらそういう疑問、質問についてはすると思うんですけど、町側としてはそういう担当は、原課課長されてあるんですかね。

○産業課長（日高泰明君）

議員おっしゃいます内容で、私たち査定というふうな要望もござりますが、そういった吟味したところで私も発言をしているところでございます。

前にも発言しました近隣の市町とも併せましたところで、この事業についてのスキームについて検討をして他の市町より一歩先じるようなことでポイントとかの数をも考えるところでもありますが、そういったところも含めて、上がってきたところを査定というふうな内容で吟味したところで、この予算を要求させていただくスキームになっております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

最終的に私が申し上げたいのは、今回のウイルス感染対策事業補助金の使い方として、収入ですね、国庫の収入を取扱い方とかも含めて考えてみると、最終的に今やっている、最初に決まっている事業の継続が主で、新しく受け入れるキャパが、余裕があまりないというのが最終的な印象なので、やはり何の施策もそうでしょうけど、やってみたら、ああ、こういう声もあった。でも、実際によく検討したら、もっと広範囲にいろいろ補助してあげる、助けてあげるというか、戻って出てきたよねということはあることだと思うんですよ。ですから、できたら余裕を持った、自由度が高くなるような、新しく改善をして、いろんなところに町として支援していくために、そういうような形というんですかね、余裕を持ったやり方でやってほしいと心から願います。

私の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

大川徹也議員、もう少し詰めて簡潔に質問をお願いします。（「簡潔にですね」と呼ぶ者あり）終わりますか。（「議長がそう言われたので、多分私の、何か分かりにくかったのかなと思って」と呼ぶ者あり）ちょっと質問が長過ぎるもんですから、それを少し詰めて簡潔にお願いしたいということやったんです。（「そこは気をつけながら質問したいと思います」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁、今質問があった分。質問じゃない、要望ね。（「要望です」と呼ぶ者あり）そいぎ、答弁は要らない。（「要らないです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

じゃ、14ページをお願いします。

土木費の目の2. 道路維持費の14節. 工事請負費が上がっていますが、この中身を教えてください。

○建設課副課長（高島真幸君）

大川隆城議員御質疑の目2. 道路維持費、節の14. 工事請負費、説明欄、町道補修等工事費、こちらにつきましては、これまでも議会の中で町道等の街路樹等につきましては適切な管理ということを求められておりました。直近の議会におきましても、6月議会の折に風水害に対する対策ということを求められております。それにより、大きなところで言えば、役場西側のハナミズキの補植等を行うことと県道坊所城島線のモミジバフウの補植を行うことが大きな中身となっております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今答弁いただきましたが、この中身の中には西側のハナミズキの関係、それと、坊所城島線の街路樹等も該当するというところでございます。本当にこの街路樹があることについてはいいわけなんです、2日ぐらい前だったかな、この関係で町長からもお話があったか、失礼決算委員会のときにも少しお話があったと思いますが、やはり昔と違って、今はとっても夏場は高温になり暑い。そうすると、この樹木管理も夏場対策をちゃんと考えておくと枯れてしまうことが往々にしてあります。既にハナミズキはほぼほぼなくなってしまったような感じですよ。ですから、あったがいいわけですが、管理をきちんとやってほしい、それを切にお願いしておきます。

本当にこの街路樹があった方がいいけれども、いよいよ管理等が到底無理だということであれば、例えば、ほかの鳥栖市内を走ってみますと、サッカーボール状のやつを置くとか、今度は佐賀市内ではいろんな七賢人のモニュメントやなんかを置いたりとかというふうなことも工夫してされていますからね。それはそのほかにもいろんなアイデアがあると思います

から、そういうことも含めて考えていただいて対応をしてもらいたいと思います。

とにかく植栽した以上は、夏場でも冬場でも傷まないようにきちんと管理することを念頭に置いてやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

先ほどの交付金の件で、河上室長とのやり取りで、私が今まで町がコロナウイルス対策事業で国の交付金事業の対象になるかどうかということでの該当しているかしていないかというとの質問をしたと思うんですけど、そのとき室長は、何かかこつけてという言葉が使われたと思うんですよ。かこつけてというと、文脈的には該当しているかしていないかと質問しているのに、かこつけて、その後に、そしたら、国の事業に当てはまらないけど、当てはまるように文言を修正とか、そういうふうに申請したということでちょっと聞こえたんですけど、どういうことか説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

誤解を与えて大変申し訳ございません。言葉のあやでございます。

事業に関しても、なるべくばちっと100%合致するものであったり、内容的に半分ぐらい合致するんじゃないかなと、3分の2ぐらいいけるんじゃないのかなとかいうものであっても合致するという場合がございます。そこでの表現の差異ということで御理解いただけるようお願いしたいというふうに思っております。誤解を与えたようであれば申し訳ございませんでした。失礼いたします。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、ちなみに、申請書では、内容的には今までした事業を対象事業としてなるような形での申請だったんですか。それとも、新たに何か考えられたのを事業に上げて申請したのか、その辺を質問します。

○町長（武廣勇平君）

1度目の申請のときですよ、それは大量に各課からそれぞれ吸い上げて該当するやもしれない範囲まで含めて、当然交付金の総額を超える事業を申請させていただいております。

○3番（原 直弘君）

そしたら、創生室長にまた再度確認しますけれども、今までした町の事業が国の交付対象事業に該当していたかしていなかったか、その回答をお願いします。もう2つですね

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

コロナ対策という形で出していた事業については合致をしているという認識でございます。

(「了解しました」と呼ぶ者あり)

○議長(中山五雄君)

ほかに質疑はありませんか。

○2番(大川徹也君)

7ページです。目18の中心市街地活性化事業費、12. 委託料ですね。上峰町中心市街地活性化事業公民連携支援業務委託料の中身について教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

こちらのほうにつきましては、LABV方式で今のところ進んでおりますけれども、こちらは事業選定後に合同会社設立が必要になってまいります。設立後の運営等についてのアドバイザーという形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番(大川徹也君)

委託先はどちらになるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

まだ議決をいただいたわけではございませんので、議決いただいた後、予算化した後に委託事業者については適宜選定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番(大川徹也君)

こちらはどのような入札の形を取っておられますか。

○まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

そのやり方につきましても、今後定めていきたいというふうに思っております。

○議長(中山五雄君)

ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第47号

○議長(中山五雄君)

日程第6. 議案審議。

議案第47号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第48号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第48号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第49号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第49号 令和2年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第50号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案審議。

議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

5ページをお願いします。

款の2．事業費の目1．事業費、14節の工事請負費25,719千円、これをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○建設課副課長（高島真幸君）

大川隆城議員からの御質問、5ページ、目1．事業費、節の14．工事請負費、説明欄、切通処理区機能強化工事、こちらにつきましては、国のほうから追加の交付内示がございました。その分につきましては、切通処理場のポンプ類更新事業のほうを今年度は考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ごめんなさい。ちょっと聞き取りにくかったもんだから。ポンプの更新ですかね、もう一回すみません、お願いします。

○建設課副課長（高島真幸君）

聞き取りにくいところがあって大変申し訳ございません。

今の段階では、追加交付を受けまして、処理場内ポンプの劣化した更新のほうを機能強化事業として実施する予定でございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

日程第10 諮問第2号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

今回の人権擁護委員に候補をしているお方について、どのようなお方が教えてください。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

高山氏は、ちょっと経歴について詳細、今資料はございませんけれども、目達原駐屯地で長く御勤務をされ、総務部長を務められた経歴がございます。また、地域におきましても、地域の活動を通じて、現在は町におきましても調査員等のお力添えをいただいたりしております。かつ、今現在は大学だと思っておりますが、大学のほうに御勤務をされておられる方です。自衛隊行政ですけれども、行政実務を理解されておられますし、また、地域との関わりの中で人との接触も多くつくってこられ、人格的には非常に優れた人だというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第2号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、9月17日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、9月17日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさんでした。

午後2時20分 散会